長洲町国土強靭化地域計画

令和2年5月 熊本県 長洲町

目 次

はじめに		•		•	• 1
1 計画策定の趣 2 計画の位置づ					
第1章 基本的な	よ考え方		•		- 4
1 基本目標 2 強靭化を推進	する上での基本的な方針				
第2章 本町の地	也域特性				• 6
1 地理的特性及 2 本町における					
第3章 脆弱性評	平価				• 17
1 評価の枠組み 2 評価の結果	及び手順				
第4章 強靭化の)推進方針			•	- 22
第5章 計画の推	進進		•	•	• 54
≪参考資料1≫	脆弱性評価結果		•	•	• 55
≪参考資料2≫	推進方針に基づく主な取組一覧		•	•	• 81
≪参考資料3≫	重要業績指標(KPI)一覧				. 89

はじめに

全国各地においては、これまで伊勢湾台風、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震など、大規模な自然災害を何度も経験し、その都度、得られた教訓を踏まえて様々な対策が講じられてきたが、甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を幾度も繰り返している。

特に、平成28年4月に発生した「平成28年(2016年)熊本地震」(以下「熊本地震」という。)は、わずか28時間の間に、2度にわたり震度7の激烈な地震が熊本の地を襲った。同一地域で震度7を2度観測したのは、我が国の観測史上初めてのことである。熊本地震では、熊本都市圏及び阿蘇地方を中心に、多くの尊い命が失われ、家屋倒壊や土砂災害など、県内に甚大な被害がもたらされた。本町においては、幸いにも大きな被害は発生しなかったが、震度5強を記録し、地震の恐ろしさを改めて認識させられたところである。

このような中、いかなる大規模な自然災害が発生しようとも、「先ずは人命を守り、 致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた国土、経 済社会システムを平時から構築しておくことが重要とされ、国において平成25年12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化 基本法」(以下「基本法」という。)が公布・施行された。

平成 26 年 6 月には、基本法に基づき、国土の強靱化に関して関係する各種国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)」が策定され、さらに、平成 30 年 12 月には基本計画の改訂が行われた。

熊本県(以下「県」という。)においても、平成29年10月に「熊本県国土強靱化地域計画(以下「県計画」という。)が策定された。

熊本地震や台風等による風水害の大災害がどこで発生してもおかしくないとの認識の下、国の国土強靭化に関する動向を踏まえ、その被害を最小限に抑え、迅速な復旧・復興へとつながる、災害に強く安全安心な地域づくりを着実に推進するため、「長洲町国土強靭化地域計画」を策定し、今後は、本計画を基本として、国土強靭化に関する施策を効果的に推進し、強靭な地域づくりを計画的に進めていくこととする。

1 計画策定の趣旨

近年、熊本地震をはじめとする大規模地震や台風・前線停滞に伴うゲリラ豪雨等による風水害、土砂災害が発生しており、大規模な自然災害に対する備えを行う重要性が高まっている。

そこで、本町においても、いつ発生してもおかしくない大地震や異常気象に伴う想定外の「大規模自然災害」に対し、国・県と連携・調和を図った「強靭な長洲町」をつくるため、「強さ」と「しなやかさ」を持った災害に強い安全安心なまちづくりを推進するにあたって、国土強靭化に関する施策を総合的に取り組んでいくことを目的に「長洲町国土強靭化地域計画」の策定をする。

2 計画の位置づけ

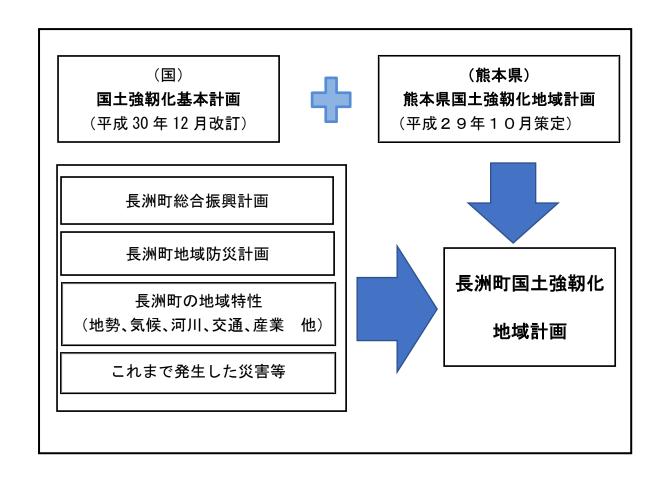
国土強靭化基本法第 13 条の規定に基づき、本町における国土の強靭化の指針として「長洲町国土強靭化地域計画」を策定するものである。

地域計画の策定に当たっては、国の基本計画及び県の地域計画を踏まえつつ、本町の地理・地形等の地域特性とともに、これまで発生した災害の教訓を踏まえたものとする。

また、本町の地域計画は、熊本地震の検証、同検証を踏まえて改正された「長洲町地域防災計画」や本町のまちづくりの基本となる「長洲町総合振興計画」も考慮して 策定する。

これにより、今後、起こり得る大規模自然災害に対して、ハード対策だけでなく、ソフト対策を含めた総合的な防災体制を整備し、災害に強く、安全安心に生活できる地域づくりを目指す。

<策定における国の基本計画や県地域計画等との関係>



3 計画の推進期間

計画の期間は、5年とし、令和2年度から令和6年度までとする。

ただし、計画期間内であっても施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとする。

第1章 基本的な考え方

1 基本目標

国土強靭化基本法第 14 条において、市区町村の国土強靱化地域計画は、国の基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、国土強靱化地域計画策定ガイドラインにおいては、国土強靱化地域計画の目標は、基本計画における目標と調和を保つよう留意することとされている。また、県全体で強靱化に取り組んでいくため、県の地域計画とも相互に調和を図ることも必要である。

このため、本計画では、本町が強靭化を推進するうえでの「基本目標」として、次の5つを掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

*基本目標:いかなる大規模な自然災害が発生しようとも

- (1) 町民の生命を守ること
- (2) 本町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- (4) 被災された方々の痛みを最小化すること
- (5) 被災した場合も本町の迅速な復旧・復興を可能にすること

2 強靭化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、大規模自然災害に備えて、事前防災、減災及び迅速な復旧・復興に資する強靱な地域づくりについて、東日本大震災や熊本地震など過去の災害から得られた経験を教訓としつつ、以下の方針に基づき推進する。

- (1)強靱化に向けた取組姿勢
 - ①本町の強靱性を損なう要因についてあらゆる側面から検討を加え、取組みにあたること。
 - ②短期的な視点のみならず、長期的な視野も持って計画的な取組みにあたること。
 - ③災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高め、地域経済の持続 的な成長につなげるとともに、各地域の特性を踏まえつつ、地域間の連携を強化 する視点を持つこと。
 - ④大規模災害に備え、熊本県及び市町村の連携だけでなく、国、他都道府県及び民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備すること。

(2) 効率的かつ効果的な施策の推進

- ①災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設 の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効 果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ②「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官(国、県、市町村)と民(住民、民間事業者等)が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ③非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される 対策となるよう工夫すること。
- ④人口の減少や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用 による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑤国の施策の適切かつ積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極 的な活用を図ること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること。
- ⑥施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑦人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

(3)地域の特性に応じた施策の推進

- ①地域の強靭化の推進には、地域の共助による取組みも重要であることから、人の つながりやコミュニティ機能の維持に努めること。
- ②高齢者、障がい者、外国人、女性、子供等の状況に配慮して施策を講じること。
- ③自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

第2章 本町の地域特性

1 地理的特性及び本町の概況

(1)位置と地勢

本町は、熊本県の北西部に位置し、北は荒尾市、東は玉名市と接している面積19.44k㎡の町で、県庁所在地である熊本市からは約40kmの距離にある。

地形的に見ると、西南部は有明海に面し、遠くに雲仙を望み、東部は県立公園小岱山を擁した小高い丘陵地が連なり、梨等の果樹栽培が行なわれ、海岸線から町中央部一帯にかけては水田が広がっており、比較的平坦な地形となっている。

また、有明海の干満の差は大きく、干潮時には約2km にも及ぶ干潟が現われ、のり養殖などの漁場にもなっている。



(2) 気候

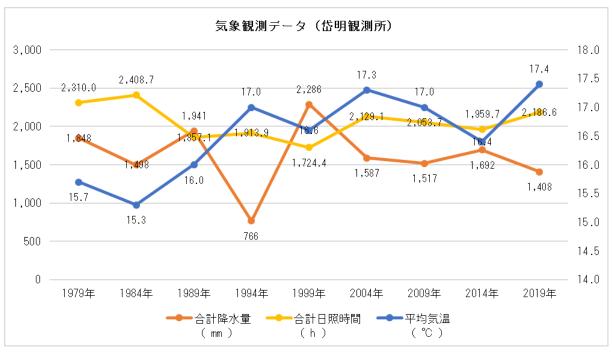
長洲町は、臨海部に面しており夏季は蒸し暑く、東シナ海から暖かく湿った空気が 入りやすく大雨や集中豪雨が発生しやすくなっている。

本町の最寄りの観測所である熊本地方気象台岱明観測所のデータにおいて、約 40 年前の 1979 年の年平均気温が 15.7 度に対し、2019 年の年平均気温が 17.2 度となっており 1.7 度上昇している。

降水量については、各年によって降水量の差があるが、年平均約 1,700 mmの降水量となっている。しかし、1999 年では 2,000 mmを超える年降水量となっている年もある。

日照時間は、年2,000時間前後となっており、温暖な地域となっている。

気象データ1:年平均の各年の推移



<気象観測データ (熊本地方気象台岱明観測所) >

(3)河川

小岱山を源流とした菜切川が、本町のほぼ中央部を北から南へ流れ、荒尾市池黒池からは、本町の西部を北から南へ荒尾市内を通って浦川が流れている。また、行末川が、玉名市との境界を北東部から南西部に流れており、いずれの河川も有明海に注いでいる。

(4)交通

①鉄道

鉄道は、中央部を横断してJR鹿児島本線が走り、町の西部にJR長洲駅が立地している。

②路線バス

路線バスは、産交バス㈱が運行しており、長洲港・JR長洲駅を経由する長洲玉名線(荒尾産交〜バスセンター〜南荒尾駅〜長洲港〜玉名合同庁舎〜新玉名駅)と、長洲港を発着とする長洲港線(バスセンター〜南荒尾駅前〜長洲港)の2系統がある。

③予約型乗合タクシー

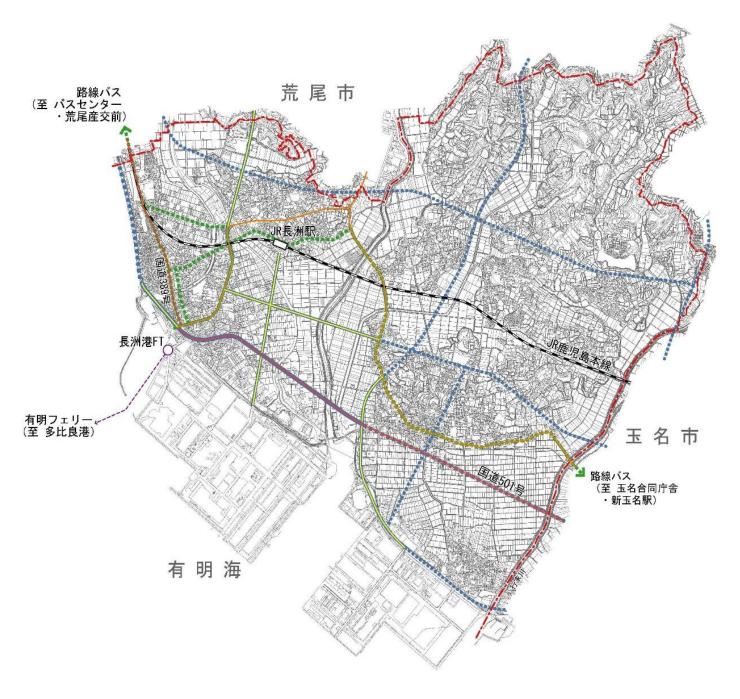
本町の新公共交通システムとして、産交バス㈱が運行していた2系統(健康福祉センター環状線、長洲・荒尾環状線)に代わる予約型乗合タクシー(きんぎょタクシー)を平成23年10月から導入している。利用可能範囲は、長洲町内及び長洲町内-荒尾市特定施設間となっている。

④海路

海路は、有明海沿岸の西側の長洲港フェリーターミナルと、有明海を挟んで長崎県雲仙市の多比良港が、有明フェリーによって結ばれ、年間約 90 万人が利用している。

⑤道路

道路は、長洲港付近を境に、北へは荒尾市・福岡県大牟田市へ至る国道 389 号が走り、東へは玉名市・熊本市へ至る国道 501 号が走っている。また、町内の主な幹線道路として都市計画道路長洲駅・海岸線や長洲・岱明線の一部区間などの道路網が整備されている。

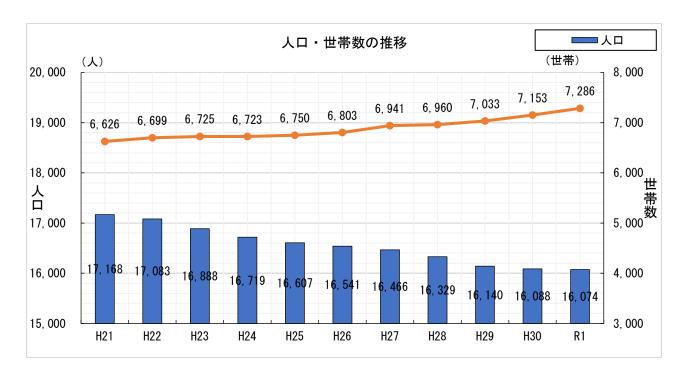


(5) 人口

①人口・世帯数

本町の人口は、少子高齢社会の到来により年々減少し、令和元年においては、 16,074人となっている。

一方、世帯数は年々増加しており、核家族化が進行し家族構成の変化が見られる。



* 資料:長洲町住民基本台帳(毎年9月末現在) (外国人を含む)

(6) 火災の発生件数

火災発生については、建物、原野、車両、その他火災といったケースがあるが、 本町においては、年間の総発生件数が約 10 件程度となっている。また、建物火災 については、年数件であり、近隣市町に比べ、建物火災の発生が少ない状況である。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
建物火災	4	0	1	2	1	2	6	3	3	4
林野	1	0	1	0	1	0	0	0	2	0
車 両	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1
その他	7	10	4	4	5	1	6	5	1	3
合 計	13	10	6	6	7	4	12	8	6	8

資料:有明広域行政事務組合消防本部

(7) 産業

①産業分類別事業所数・従業者数

平成 26 年時点における産業大分類別の事業所数は、全産業の 651 事業所のうち、「卸売業, 小売業」が 25.6%と最も多く、次いで「建設業」が 13.0%、「製造業」が 11.9%となっている。また、産業大分類別の従業者数は、全産業の 8,061人のうち、「製造業」が 48.6%と最も多く、次いで「医療, 福祉」が 11.0%、「卸売業、小売業」が 9.7%となっている。



出典:平成26年経済センサス

②工業の現況

工業の事業所数・従業者数について平成 $20\sim29$ 年の過去 10 年間の推移をみると、事業所数はほぼ横ばいであり、約 40 事業所程度となっている。従業者数は、平成 23 年の 4, 419 人をピークに一旦減少したが、平成 29 年においては 4, 254 人まで回復している。

製造品出荷額等について平成 20~29 年の過去 10 年間の推移をみると、平成 24 年が最も少ない 6,904 千万円となっているが、それ以降は年々増加傾向を示し、平成 29 年には 17,311 千万円まで伸びている。





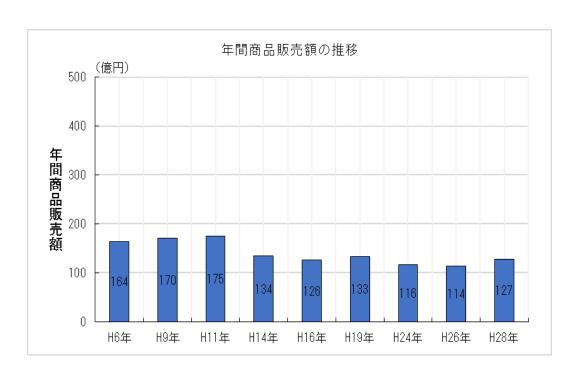
出典:工業統計調査

③商業の現況

商業の事業所数・従業者数について近年の推移をみると、卸売業・小売業における事業所数と従業者数はともに、平成11年以降で年々減少しており、平成28年では事業所数が118事業所、従業者数が690人となっている。

年間商品販売額について近年の推移をみると、平成 11 年の 175 億円をピークに 年々減少し、平成 28 年では 127 億円まで減少している。





2 本町における災害リスク

(1) 風水害

①梅雨期の大雨による水害

町の平坦地は、数次の干拓により造成され、浦川、菜切川、宮崎川、行末川と4本の河川が有明海に注ぎ、本町の大半が臨海部に面していることから、冠水被害がこれまで多く発生してきた。そのため、町内河川の改修や河口部の樋門の整備を計画的に実施してきたことから、近年では冠水による被害が減少している。

しかし、昨今の予想を超える集中豪雨時等は、河川堤防の決壊、冠水による被害等の危険要因は残っており、風水害の被害が想定される。

②台風による災害

本町では、台風が東シナ海を北上し九州の西岸に接近又は上陸する場合に大きな 災害が特に発生しやすい状況となっている。災害の種類としては風雨によるものは もちろんであるが、遠浅でV字型に開けている有明海沿岸部に位置するために、高 潮による災害等も発生しやすい状況となっている。

近年の災害として、平成3年(1991年)9月に九州西海上を北上し九州に上陸した台風第19号は、住宅被害や風倒木被害など甚大な被害をもたらした。また、平成11年(1999年)9月に天草諸島を通過して熊本県に上陸した台風第18号も、強風や高潮によって、名石浜工業団地や長洲港周辺の海岸部を中心に甚大な被害を与え、住民生活に多大な影響を及ぼしていることから、台風による被害が想定される。

[参考1] 熊本県における過去の主な風水害・土砂災害、台風による被害(昭和以降)

西暦(和暦)	種 類	被害地域	主な被害
1927.9.12~13 (昭和2)	台風による潮害	飽託、玉名海岸	死者423人、全半壊1,978戸、浸水 334戸
1953.6.26~28 (昭和28)	豪雨による大水害	県下全域	死者563人、全半壊8,367戸、浸水88,053戸
1957.7.26 (昭和32)	豪雨による水害	金峰山系 等	死者183人、全半壊 284戸、浸水10,832戸
1972.7.3~6 (昭和47)	豪雨による水害	天草上島 等	死者123人、全半壊 973戸、浸水37,583戸
1982.7.23~25 (昭和57)	豪雨による水害	県下全域	死者 23人、全半壊 183戸、浸水24,574戸
1984.6.21~7.1 (昭和59)	豪雨による水害	特に五木村	死者 16人、全半壊 6戸、浸水 578戸
1990.6.28~7.3 (平成2)	豪雨による水害	県下全域	死者 17人、全半壊 217戸、浸水 7,563戸
1991.9.27 (平成3)	台風による被害	県下全域	死者 4人、全半壊1,889戸、浸水 24戸
1999.9.23~24 (平成11)	台風による被害	県下全域	死者 16人、全半壊1,818戸、浸水 1,925戸
2003.7.20 (平成15)	豪雨による水害	県南部	死者 19人、全半壊 25戸、浸水 503戸
2012.7.12 (平成24)	豪雨による水害	県下全域	死者 25人、全半壊1,462戸、浸水 582戸
2016.6.19~25 (平成28)	豪雨による水害	県下全域	死者 5人、全半壊 130戸、浸水 645戸

(2) 地震等の災害

熊本県に影響を及ぼす主要活断層としては、布田川・日奈久断層帯、別府・万年 山断層帯、人吉盆地南縁断層、出水断層帯、雲仙断層群が存在し、地震が繰り返し 発生している。

地震調査研究推進本部地震調査委員会(以下「調査委員会」という。)の長期評価によると、日奈久断層帯(八代海区間)及び日奈久断層帯(日奈久区間)において、今後30年以内に地震が発生する確率が高いとされている。(平成29年1月1日現在)

活断層の動き等は、調査委員会による現地調査の結果、日奈久断層帯(高野一白旗区間)沿いで長さ約6km、布田川断層帯(布田川区間)沿いで長さ約28kmにわたる地表地震断層が見つかっており、益城町堂園付近では、最大約2.2mの右横ずれ変位が生じている。

平成28年4月に発生した熊本地震の特徴として、同一地域において、わずか28時間以内に震度7の地震が2度発生したこと、また前震(平成28年4月14日)・本震(平成28年4月16日)以外にも最大震度5弱以上の強い揺れを観測する地震が県内で21回発生したことがある(平成29年9月30日時点)。特に、発災後15日間(2週間)において震度1以上を2,959回観測しており、これは同じ内陸型の地震である兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)の230回、新潟県中越地震の680回と比べて多い。

長洲町においても、平成28年4月14日に発生した熊本地震では震度5弱、また、平成28年4月16日には震度5強の地震が発生している。また、平成31年1月3日には、大きな被害がなかったものの、近隣の和水町においては震度6弱の地震が発生していることから、地震に対する被害が想定される。

(3) その他

有明海を挟んで対岸の島原半島には、雲仙岳があり、平成3年の雲仙普賢岳の噴 火時には、長洲町においては、降灰による被害が発生しており、雲仙岳の噴火によ る災害も想定する必要がある。

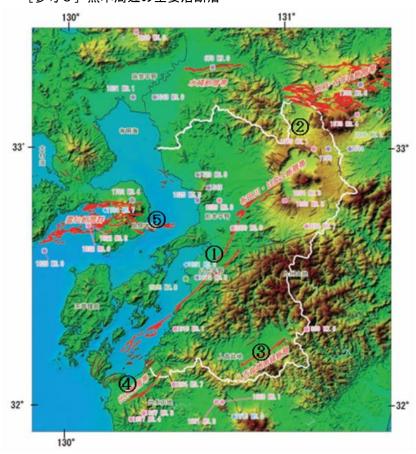
[参考2] 主要活断層の長期評価

活断層帯名	予想地震規模 (マグニチュート・)	相対的評価 ※1	30年以内の 地震発生確率
布田川断層帯(宇土半島北岸区間)	7.2 程度以上	Xランク ※2	不明
布田川断層帯 (宇土区間)	7.0 程度	Xランク ※2	不明
布田川断層帯(布田川区間)	7.0 程度	Zランク	ほぼ0%
日奈久断層帯 (八代海区間)	7.3 程度	S*ランク	ほぼ0%~16%
日奈久断層帯 (日奈久区間)	7.5 程度	S*ランク	ほぼ0%~6%
日奈久断層帯 (高野-白旗区間)	6.8 程度	Xランク ※2	不明
緑川断層帯	7.4 程度	Zランク	ほぼ0.04%~0.09%
出水断層帯	7.0 程度	A*ランク	ほぼ0%~1%
人吉盆地南縁断層	7.1 程度	A*ランク	1%以下
別府•万年山断層帯 (別府湾-日出生断層帯/東部)	7.6 程度	Zランク	ほぼ0%
別府•万年山断層帯 (別府湾-日出生断層帯/西部)	7.3 程度	Zランク	ほぼ0%~0.05%
別府•万年山断層帯 (大分平野-湯布院断層帯/東部)	7.2 程度	S*ランク	0.04%~4%
別府•万年山断層帯 (大分平野-湯布院断層帯/西部)	6.7 程度	Sランク	2%~4%
別府•万年山断層帯(野稲岳-万年山断層帯)	7.3 程度	A*ランク	ほぼ0%~3%(最大2.6%)
別府•万年山断層帯(崖平山-亀石山断層帯)	7.4 程度	Zランク	ほぼ0%

- ※1 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1~3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。地震後経過率(※3)が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。※2 断層帯の平均活動間隔が判明していない等の理由により、地震発生確率を求めることができないもの。
- ※3 最新活動(地震発生)時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。

[出典:主要活断層の長期評価結果一覧(2017年1月1日での算定)【都道府県別】(地震調査研究推進本部地震調査委員会)]

[参考3] 熊本周辺の主要活断層



- ①布田川 日奈久断層帯
- ②別府·万年山断層帯
- ③人吉盆地南縁断層
- ④出水断層帯
- ⑤雲仙断層群

[参考4] 過去の主な地震・津波災害

西暦(和	和曆)	地 域	地震規模	主な被害
744.6.6	(大平16)	天草郡、八代郡、葦北郡	M7.0	死者1,520人、民家流出470戸
1619.5.1	(元和5)	肥後八代	M6.0	麦島城はじめ家屋が破壊
1625.7.21	(寛永2)	熊本	M5~6	死者50人、熊本城の石垣が一部崩落
1723.12.19	(享保8)	肥後•豊後•筑後	M6.5	死者2人、倒家980戸
1769.8.29	(明和6)	日向·豊後·肥後	M7.4	県内で津波確認
1792.5.21	(寛政4)	雲仙岳	M6.4	対岸の本県でも津波による被害多大(後に「島原大変・肥後迷惑」と 呼ばれた。 県内の津波高10m~20m)
1889.7.28	(明治22)	熊本付近	M6.3	死者20人、負傷者52人、家屋全壊228戸・半壊138戸 等
1975.1.23	(昭和50)	熊本県北東	M6.1	負傷10人、道路損壊12カ所 等 震度5(阿蘇山)
2011.10.5	(平成23)	熊本地方	M4.4	震度5強(菊池市旭志)
2016.4.14 [前震](注)	(平成28)	熊本地方	M6.5	人的被害: 死者244人 重軽傷者2,715人 住家被害: 197,042棟 (全壊8,664棟 半壊34,364棟)
2016.4.16 [本震](注)	(平成28)	熊本地方	M7.3	任家攸音: 197,042保 (主張0,004保 干張04,004保) (平成29年9月13日時点)

(注)平成28年(2016年)熊本地震の震度(震度6弱以上を観測した県内市町村)

[前震時の震度]	震度7(益城町)
	震度6弱(熊本市、玉名市、宇城市、西原村、嘉島町)

[本震時の震度] 震度7(益城町、西原村)

震度6強(熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、合志市、大津町、南阿蘇村、嘉島町) 震度6弱(八代市、玉名市、天草市、上天草市、阿蘇市、美里町、和水町、菊陽町、御船町、山都町、氷川町)

第3章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

(1) 想定する自然災害(リスク)

本計画においては、第2章で示した本町の地域特性及び過去に発生した災害を踏ま え、本町に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とする。

(2) 起きてはならない最悪の事態の設定

国の基本計画においては、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして 45 の「起きてはならない最悪の事態」が設定されている。また、熊本県の地域計画においては、地域特性を考慮して、8つの「事前に備えるべき目標」と、49 の「起きてはならない最悪の事態」を設定されているので、本町においては、それらと地域特性を考慮し、8つの「事前に備えるべき目標」と、42 の「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態		
1 大規模自然災害が	1 1	大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅	
発生したときでも人命	1-1	密集地における火災による死傷者の発生	
の保護が最大限図られ	1 0	大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による	
る	1-2	死傷者の発生	
	1-3	津波・高潮等による多数の死傷者の発生	
	1 4	台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な市街	
	1 - 4	地等の浸水による死傷者の発生	
	1 5	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者	
	1-5	の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態	
	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
2 大規模自然災害発	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
生直後から救助・救急、	0 0	避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足
医療活動等が迅速に行	2-2	及び支援機能の麻痺
われる(それがなされ	0 0	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶
ない場合の必要な対応	2-3	対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺
を含む)	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2 – 5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不
	2-5	足
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態			
3 大規模自然災害発	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下		
生直後から必要不可欠				
な広域防災拠点を含む	3-2	広域防災拠点の被災による機能の大幅な低下		
行政機能は確保する		THE MANAGEMENT AND		

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態		
4 大規模自然災害発	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	
生直後から必要不可欠 な情報通信機能は確保 する	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断や郵便事業等の長期停止により種々の 重要情報が必要な者に届かない事態	

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態		
5 大規模自然災害発	E 1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力	
生後であっても、経済	5-1	の低下	
活動 (サプライチェー	Г 0	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給	
ンを含む)を機能不全	5-2	の停止	
に陥らせない	5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	
	5-4	海上輸送の機能の停止による地域経済への甚大な影響	
		農地や農業用施設、漁場や漁業施設等の大規模な被災による農林	
	5-5	水産業の競争力の低下	
	5-6	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止	
	F 7	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する	
	5-7	事態	
	5-8	食料等の安定供給の停滞	

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態		
6 大規模自然災害発 生後であっても、生活・	6-1	電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LP ガス サプライチェーンの機能の停止	
経済活動に必要最低限	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	
の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワ	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
□、燃料、交通不ットッ 一ク等を確保するとと	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	
もに、これらの早期復旧を図る	6-5	異常渇水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶	

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
7 制御不能な二次災	7-1	市街地での大規模火災の発生
害を発生させない	7-2	沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7 - 4	有害物質の大規模拡散・流出
	7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-6	火山噴火による地域社会への甚大な影響
	7-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
8 大規模自然災害発	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅
生後であっても、地域		に遅れる事態
社会・経済が迅速に再	8-2	復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地
建・回復できる条件を		域に精通した技術者、ボランティア等)の不足により復旧・復興が
整備する		大幅に遅れる事態
	8-3	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
	8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に
		遅れる事態
	8-5	道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅
		れる事態
	8-6	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により
		復旧・復興が大幅に遅れる事態

(3) 評価の実施手順

- ①各課において、起きてはならない最悪の事態を回避するための取組みの方向性を 検討する。
- ②①の結果を踏まえ、最悪の事態の回避に向けて今後の施策の推進方針についてとりまとめる。
- ③施策の進捗状況を表す「重要業績指標(KPI)」を検討・設定する。

2 評価の結果

脆弱性評価結果は別紙のとおりであり、評価結果のポイントは以下のとおりである。

(1) ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた総合的な防災体制整備が必要 防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、施策の実施や効果の発現までに時間を 要すること、実施主体の財源に限りがあること等を踏まえ、迅速な避難体制整備や啓 発、訓練などのソフト対策を適切に組み合わせて、総合的な防災体制を整備する必要 がある。

(2) 代替性・多重性(リダンダンシー)の確保等が必要

本町に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害に備えるためには、個々の施設の耐災性をいかに高めても万全とは言えない。特に、行政や情報通信、交通インフラ等の分野においては、一旦そのシステム等が途絶えると、その影響は甚大である。

そのため、バックアップとなる施設や仕組みなど、代替性・多重性(リダンダンシー)を確保するとともに、業務継続計画(BCP)等に基づく業務継続体制を整備する必要がある。

(3) 国、県、他市町村、防災関係機関との平時からの連携が必要

強靭化に向けた取組みの実施主体は、国、県、市町村、防災関係機関、民間事業者、NPO、町民など多岐にわたっており、施策を着実に推進するためには、各主体が連携して対応することが重要であり、日頃の訓練や情報共有・連絡調整等を通じ、実効性を確保する必要がある。

また、大規模災害時は、市町村内だけでの対応では不十分であり、大規模災害に備え、県及び市町村の連携だけでなく、平時から国や他都道府県や民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備する必要がある。

(4) 自助・共助・公助の適切な組み合わせと官民の連携が必要

災害の規模が大きくなれば、警察、消防、自衛隊等の実働機関や県・市町村だけでは対応が行き届かない部分が生じるため、自助や共助による対応が不可欠である。また、個々の施策の実施主体は、県・市町村だけでなく、民間事業者、NPO、町民

など多岐にわたるが、特に大規模災害時においては、民間事業者やNPO等との連携が必要であり、平時から連携体制を構築しておく必要がある。

(5) 特性を踏まえた土地利用の適正化が必要

熊本県における平成24年の熊本広域大水害や平成28年熊本地震をはじめ、令和元年台風19号による大水害など全国的に大規模災害が頻発する中、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や安全性を優先的に考慮した土地利用を図る必要がある。

第4章 強靭化の推進方針

本町は、第2章に示したとおり、地理的・地形的に大雨が発生しやすく、台風接近・ 上陸の際は高潮による被害も発生しやすい。また、熊本地震の原因となった日奈久断 層帯、布田川断層帯をはじめ複数の断層帯が県内には存在し、今後も直下型地震が発 生する可能性がある。

このような本町における災害リスクを踏まえ、第3章に示したとおり、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、当該事態を回避するための取組みの方向性を検討のうえ、今後、以下の施策を推進することとする。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地に おける火災による死傷者の発生

(住宅の耐震化)【建設課】

*町内の住宅の耐震診断及び耐震改修の取組みが進むよう、耐震改修等に対する財政的な支援を行う。また、住宅耐震改修に対する町民への啓発を推進する。

(宅地の耐震化)【建設課】

*大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊を防止するため、発災後の二次被害の防止を図るため、県と連携し、宅地被害の状況を迅速に把握するための体制整備を進める。

(住宅密集地における火災の拡大防止) 【総務課・まちづくり課・建設課】

*大規模火災の危険性が高い住宅密集地の改善を図るため、避難・延焼遮断空間の確保に資する道路・公園等の整備、倒壊・消失の危険性が高い空家等を含む老朽建築物の整備促進等を行う。

また、安全性を優先的に考慮した土地利用を図りながら、災害に強く安全なまちづくりを促進する。

*大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防炎物品及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、有明広域行政事務組合消防本部荒尾消防署長洲分署及び町消防団と連携し普及促進を図る。

(家庭・事業所における地震対策)【総務課】

*各家庭や事業所における地震対策を進めるため、住家や事業所の耐震化のみならず家具の固定等、身の回りの安全対策や非常持出品の準備等の重要性について、防災講話等を通じて意識啓発を図る。また、地震発生時に町民各自が身の安全を確保する行動をとれるよう、防災行政無線等を活用した初動対応訓練(シェイクアウト訓練)などを実施する。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【総務課】

*関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ、災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(防災訓練の実施)【総務課・学校教育課】

*大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した参集訓練等の防災訓練を実施し、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)【総務課・まちづくり課】

*町民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から町が直接受信する J アラート (全国瞬時警報システム) や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達する L アラート (災害情報共有システム) を活用するとともに、町内に設置している防災無線の充実を図り、これらの情報伝達体制による訓練を行う。

*防災情報(水位、雨量、カメラ画像等)を提供する県統合型防災情報システムや、 県防災情報メールサービスについて町民に周知するとともに、5 G時代に対応し、多 様な情報提供手段を確保するため、町ホームページ、メール・動画配信等を活用した 迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

(交通施設の耐災性の強化)【まちづくり課・建設課】

*大規模災害時、JR長洲駅や長洲港の交通施設の倒壊等を防止するため、関係機関と連携し施設の耐震化や防災対策の取組みを促進する。

1-2 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

(公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止)【総務課・学校教育課・各施設所管 課】

*大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設の倒壊等を防止するため、公共建築物の

耐震化を進めるとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策や火災警報器等の消防設備の適正な維持管理を促進する。

*学校等において、幼児・児童・生徒・学生及び教職員等の安全を確保するとともに、 学校施設を避難所として使用できるよう、校舎や体育館の耐震化及び避難所施設とし ての環境整備等を促進する。

(医療施設、社会福祉施設の耐震化及び火災防止)【福祉保健介護課】

*大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設の機能を維持するとともに、人的被害の拡大を防ぐため、事業者における施設の耐震化やスプリンクラー、非常用発電等の設置を促進する。

(不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止)【総務課・建設課・各施設所管課】

*大規模地震等の発生時、店舗、ホテル等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊等を防止するため、建築物耐震改修促進法に基づく指導等を行うとともに、耐震化の 啓発活動や相談対応などを進める。また、耐震診断が義務付けられた民間建築物については、非構造部材も含めた耐震化については、県と連携して耐震化を支援する。

*不特定多数の者が利用する建築物の火災を防止するため、有明広域行政事務組合消防本部と連携し、消防用設備の整備及び適切な維持管理や、実践的な訓練等を通じて防火防災体制の強化を図る。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【再掲】 【総務課・まちづくり課】

*町民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から町が直接受信する J アラート(全国瞬時警報システム)や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達する L アラート(災害情報共有システム)を活用するとともに、町内に設置している防災無線の充実を図り、これらの情報伝達体制による訓練を行う。

*防災情報(水位、雨量、カメラ画像等)を提供する県統合型防災情報システムや、 県防災情報メールサービスについて町民に周知するとともに、5 G時代に対応し、多 様な情報提供手段を確保するため、町ホームページ、メール・動画配信等を活用した 迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

(海岸保全施設の整備等)【建設課】

*津波、高潮、海岸堤防崩壊等による浸水を防止するため、県と連携し、防潮堤等の海岸保全施設の計画的な整備及び老朽化した施設の更新・機能強化を推進する。

*海岸保全施設の整備に当たっては、防災業務に従事する者の安全を確保するため、 県と連携し、開口部の常時閉鎖型への改善や、速やかな閉口対応を可能とする水門、 陸閘等の整備を順次進める。

(円滑な避難のための道路整備) 【建設課】

*道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組むとともに、橋梁等の耐震化、浸水が予想される箇所での冠水対策を進める。

(避難勧告等の適切な発令)【総務課】

*避難勧告等が適切に発令されるよう、防災情報ネットワークシステム等を用いて、 町が避難勧告等の発令に必要な情報を収集するとともに、発令方法等について国・県 のガイドラインに基づく見直しを促進する。

*避難勧告等を踏まえ、町民が適切に避難できるよう、防災講話等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

1-3 津波・高潮等による多数の死傷者の発生

(迅速な避難のための体制の整備等) 【総務課・福祉保健介護課】

*津波・風水害の避難場所として、学校等の公共施設や民間建築物を活用した避難場 所確保の取組みを促進する。

*町民が迅速に高台等へ避難できるよう、避難勧告等の迅速な発令や住民への避難情報の伝達を行うための訓練を実施するなど、町民への情報伝達体制を充実・強化する。

*津波・高潮の浸水が想定されている地域において、町における避難場所への避難手順、避難方法(原則徒歩)等を記載した防災マップの情報を踏まえ、公共施設や要配慮者利用施設等への迅速な避難を促す。過去の津波・風水害時の伝承と教訓を踏まえた防災講話や訓練等を通じた意識啓発を図る。

(災害対応体制の整備)【総務課】

*事前予測が可能な大雨・台風、高潮等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、 各機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。

また、地図情報システム等を活用し一人暮らしの高齢者や要援護者に関する情報等を事前に整理し、迅速かつ適切に災害に対応できる体制を構築する。

(災害対応業務の標準化・共有化)【再掲】【総務課】

*関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(防災訓練の実施)【再掲】【総務課・学校教育課】

*大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した参集訓練等の防災訓練を実施し、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

1-4 台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

(浸水被害の防止に向けた河川整備等)【総務課・建設課】

*大規模風水害時の広域的な浸水被害を防止するため、浸水被害が発生する可能性がある河川などの整備を県と連携して、ハード対策を重点的に実施する。

*逃げ遅れ等を防止するため、熊本県防災情報メールサービスによる雨量や河川水位等の情報提供について一層の周知を図り、町民の避難対策への活用を促す。また、浸水想定区域図を想定し得る最大規模の洪水に対応するようハザードマップを適時更新し、活用を促進する。

(円滑な避難のための道路整備) 【再掲】 【建設課】

*道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組むとともに、橋梁等の長寿命化、浸水が予想される箇所での 冠水対策を進める。

(避難勧告等の適切な発令)【再掲】【総務課】

*避難勧告等が適切に発令されるよう、防災情報ネットワークシステム等を用いて、 町における避難勧告等の発令に必要な情報を提供するとともに、発令方法等について 国のガイドラインに基づく見直しを促進する。

*避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難できるよう、防災講話等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

(事前予測が可能な災害への対応)【総務課・福祉保健介護課】

*事前予測が可能な大雨・台風、高潮等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、 関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。また、 地図情報システム等を活用し一人暮らしの高齢者や要援護者に関する情報等を事前に整理し、迅速かつ適切に災害に対応できる体制を構築する。

*大雨等が予想される場合、多くの住民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難するよう、防災講話等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【再掲】 【総務課・まちづくり課】

*町民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から町が直接受信するJアラート(全国瞬時警報システム)や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート(災害情報共有システム)を活用するとともに、町内に設置している防災無線の充実を図り、これらの情報伝達体制による訓練を行う。

*防災情報(水位、雨量、カメラ画像等)を提供する県統合型防災情報システムや、 県防災情報メールサービスについて町民に周知するとともに、5 G時代に対応し、多 様な情報提供手段を確保するため、町ホームページ、メール・動画配信等を活用した 迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

(災害対応業務の標準化・共有化)【再掲】【総務課】

*関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(防災訓練の実施) 【再掲】 【総務課・学校教育課】

*大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した参集訓練等の防災訓練を実施し、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

1-5 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態

(土砂災害対策の推進)【建設課】

*土砂災害による危険から住民の安全を確保するため、土砂災害警戒区域等の周知を行うとともに、土砂災害特別警戒区域内に居住する住民を県と連携して安全な場所への移転を促進する。

(災害対応業務の標準化・共有化)【再掲】【総務課】

*関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(防災訓練の実施)【再掲】【総務課・学校教育課】

*大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した参集訓練等の防災訓練を実施し、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【再掲】 【総務課・まちづくり課】

*町民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から町が直接受信する J アラート (全国瞬時警報システム) や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達する L アラート (災害情報共有システム) を活用するとともに、町内に設置している防災無線の充実を図り、これらの情報伝達体制による訓練を行う。

*防災情報(水位、雨量、カメラ画像等)を提供する県統合型防災情報システムや、 県防災情報メールサービスについて町民に周知するとともに、5 G時代に対応し、多 様な情報提供手段を確保するため、町ホームページ、メール・動画配信等を活用した 迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

(避難勧告等の適切な発令)【再掲】【総務課】

*避難勧告等が適切に発令されるよう、防災情報ネットワークシステム等を用いて、 町における避難勧告等の発令に必要な情報を提供するとともに、発令方法等について 国のガイドラインに基づく見直しを促進する。

*避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難できるよう、防災講話等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

(通信手段の機能強化)【総務課】

*大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、72 時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び燃料等の供給に関する協定締結等により、通信手段の 多重化(リダンダンシー)を図る。

(要支援者対策の推進)【総務課・福祉保健介護課】

*避難行動要支援者が着実に避難できるよう、避難行動要支援者名簿の見直しや、個別計画の策定及び見直しを促進する。

(外国人に対する情報提供の配慮)【総務課・まちづくり課】

*大規模災害時、外国人の逃げ遅れを防ぐため、事業所や行政区等の関係機関と平時から通訳や地域コミュニティを介した防災知識の普及啓発を行い、避難行動の円滑化を図る。

(情報伝達体制の整備と地域の共助)【総務課・まちづくり課】

*大規模災害時に、地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、町と 自主防災組織との連携、自主防災組織等の活動の強化、地域防災リーダーの育成など の充実を図る。

(学校の災害対応の機能向上) 【学校教育課】

*大規模災害時、児童生徒の身の安全を確保するため、学校内で全教職員への確実な情報伝達がなされる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。

*防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合 も児童生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動を育成するとともに、児童生徒等の 安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。

(事前予測が可能な災害への対応)【再掲】【総務課・福祉保健介護課】

*事前予測が可能な大雨・台風、高潮等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、 関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。また、 地図情報システム等を活用し一人暮らしの高齢者や要援護者に関する情報等を事前 に整理し、迅速かつ適切に災害に対応できる体制を構築する。

*大雨等が予想される場合、多くの住民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難するよう、防災講話等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(家庭や事業所における備蓄の促進)【総務課】

*大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、町民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分(推奨1週間)の備蓄を促進する。

(町での備蓄の推進)【総務課】

*大規模災害時、多数の被災者に対し食料等の物資供給を迅速に行えるよう、食料や 飲料水など、必要な備蓄量を確保する。

(民間企業・他都道府県・国等と連携した食料等の供給体制の整備)【総務課・まちづくり課】

*大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図り、供給体制の実効性を強化する。

(県や他市町村への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備) 【総務課】

*大規模災害時に町の備蓄では、物資が不足する事態に陥っても、支援物資を避難所に供給できるよう、県や他市町村と連携するとともに、「熊本県市町村災害時応援協定」及びその他市町との災害応援協定等により供給体制の多重化、強化を図る。

(国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備)【総務課】

*大規模災害時に国が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。

(水道施設の耐震化等)【水道課】

*水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、町におけるアセットマネジメント(長期的視野に立った計画的な資産管理)等を活用した施設の中長期的な更新計画策定を促進し、国庫補助を活用した施設整備等などの実施により水道施設の耐震化を促進する。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備) 【建設課】

*本町の縦軸・横軸の多重性確保のため、県及び関係市と連携し、幹線道路のネットワークの整備を進める。

*町内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の長寿命化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

2-2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

(避難所の体制整備)【総務課・福祉保健介護課・学校教育課・生涯学習課】

*多数の被災者の受け入れが可能となるよう、福祉避難所を含めた指定避難所及び避難場所の整備を行う。

(指定避難所・指定緊急避難場所の防災機能強化)【総務課・福祉保健介護課・学校教育課・生涯学習課・下水道課】

*大規模災害時、多数の避難者を受け入れる避難所等を確保するため、町が避難所等 として指定する施設については、非構造部材も含めた耐震化を促進するとともに、給 水施設(井戸等)、非常用電源、各種トイレ等の整備を進める。

(指定避難所等の周知徹底) 【総務課】

*避難所への円滑な避難が可能となるよう、平時から指定避難所や福祉避難所の場所、 福祉避難所の制度等について周知徹底を図る。

(避難所運営体制の構築)【総務課・福祉保健介護課】

*要配慮者への支援、プライバシーの確保など多様な視点に配慮した避難所運営が行われるよう、自主防災組織等の住民組織とボランティア等との連携を前提とした避難 所運営マニュアルの更新や、関係機関による研修・訓練等の取組みを支援する。

*公共施設等において、避難所指定の有無に関わらず、大規模災害時には多くの被災者が避難されることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者の対応体制の整備を図る。

(避難所等の保健衛生・健康対策)【福祉保健介護課】

*避難所において、食中毒や感染症等の発生を防ぐため、熊本県災害時の感染症・食中毒対策ガイドラインの周知を図る。

*避難者の健康悪化を防ぐため、町や災害ボランティア等、関係機関と連携のうえ、 避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・ 歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。

(福祉避難所の円滑な運営)【福祉保健介護課】

*大規模災害時、福祉避難所が円滑に開設・運営されるよう、関係事業所との連携による体制整備に努める。

(熊本DCAT(ディーキャット)の体制整備)【総務課】

*大規模災害時、避難所等において高齢者や障がい者等の要配慮者に対し十分なケアを行うため、介護福祉士等の専門職員等で構成する「熊本県災害派遣福祉チーム(熊本 DCAT)」の、迅速かつ適正な受け入れができるよう、災害時の連携体制を整備する。

(指定避難所以外の被災者の把握体制)【総務課・福祉保健介護課】

*大規模災害時、車中泊等を行う被災者に対応するため、自主防災組織、消防団、N PO、ボランティア等と連携して指定避難所以外の避難所や大規模駐車場等への避難 者(車中泊者を含む)を把握するとともに、情報や物資の提供体制を整備する。

(エコノミークラス症候群の予防)【総務課・福祉保健介護課】

*大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育や広報体制づくりを進めるとともに、被災地において加圧靴下などの有効なグッズの使用や、予防に必要な運動などの啓発を行う。

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、 支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

(自衛隊、警察、消防、海保等の町外からの応援部隊の受入体制の整備)【総務課】 *大規模災害時等、実働機関活動の絶対的な不足を補うため、自衛隊、警察、消防な どの町外からの応援部隊の受入体制を整備するとともに、応援側と受援側の事前の役 割分担のルール化や訓練等に取り組む。

*多くの応援部隊を受け入れるため、宿営地や駐車場を含めた部隊の活動拠点候補を 複数選定するとともに、情報共有による円滑な活動体制整備に取り組む。

(災害対応業務の標準化・共有化)【再掲】【総務課】

*関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習

熟を図る。

(消防団における人員、資機材の整備促進)【総務課】

*地域の防災力の強化を図るため、事業者等への情報提供や消防団活動に対する理解 を促進するとともに、関係者と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。

*消防団の災害対応力向上のため、町における資機材の整備を促進する。

(自主防災組織等の活動の強化)【総務課・まちづくり課】

*自主防災組織が、町や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて 顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害 時の避難所運営を円滑に行えるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。

(救助・救急ルートの確保に向けた道路整備)【建設課】

*本町の縦軸・横軸の多重性確保のため、県及び関係市と連携し、幹線道路のネットワークの整備を進める。

*町内における災害時の救助・救急ルートを確保するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の長寿命化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(燃料供給体制の構築)【総務課】

*大規模災害時の救助・救急等の活動に必要な燃料供給の途絶を防ぐため、県と連携のうえ、救助・救急等の活動や災害対応上の重要施設等に要する燃料供給体制の構築を図る。

(エネルギー供給に向けた港湾整備)【建設課】

*災害時の救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給ルートを確保するため、県が管理する港湾施設の耐震化や、耐波性能等の強化を進める。

(医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備)【建設課】

*県内における災害時の医療活動の支援ルートを確保するため、県内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の長寿命化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、医療活動の支援ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連

携し、啓開体制の構築を推進する。

(医療活動の支援ルートの確保に向けた港湾整備)【建設課】

*災害時の救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給ルートを確保するため、県が管理する港湾施設の耐震化や、耐波性能等の強化を進める。

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

(災害時の帰宅困難者の支援体制の整備) 【総務課】

*災害時の帰宅困難者等へ飲料水やトイレ、道路情報等を提供しできる体制を整備する。

(公共交通機関に係る情報体制の整備) 【まちづくり課】

*運行情報が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・ 発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進 する。

2-6 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

(感染症の発生・まん延防止)【福祉保健介護課・住民環境課】

*浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種を促進するとともに、災害時に消毒・害虫駆除等が適切かつ速やかに実施されるよう、保健衛生計画の見直しとともに防疫活動のマニュアル作成を検討し、県と連携して防疫対策に取り組む。

(避難所等の保健衛生・健康対策)【再掲】【福祉保健介護課】

*避難所において、食中毒や感染症等の発生を防ぐため、熊本県災害時の感染症・食中毒対策ガイドラインの周知を図る。

*避難者の健康悪化を防ぐため、町や災害ボランティア等、関係機関と連携のうえ、 避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・ 歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。

(エコノミークラス症候群の予防)【再掲】【総務課・福祉保健介護課】

*大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育や有効な広報体制づくりを進めるとともに、被災地

において加圧靴下などの有効なグッズの使用や、予防に必要な運動などの啓発を行う。

(生活用水の確保) 【総務課・水道課】

*大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促進する。

*各家庭において普段から風呂に水を貯める(幼児がいる家庭においては安全面に留意)など、生活用水の確保について啓発を行う。

*事業所等と大規模災害時における生活用水の提供に係る協定締結を推進する。

(下水道BCPの充実)【下水道課】

*大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、下水道事業継続計画(BCP)の充実を、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な広域防災拠点を含む行政 機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点施設等の耐災性の強化) 【総務課・各施設所管課】

*防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、庁舎等の 防災拠点施設や学校等の指定避難所など防災上重要な建築物について、エレベーター 等の建築設備の安全対策を着実に進める。

*災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備を進めるとともに、機能維持のために必要な燃料の確保手段に関する検討を行う。

*大規模災害時に、応急対策や救助活動等の活動拠点として使用できるよう、代替候補施設を事前に選定する。

(業務継続可能な体制の整備) 【総務課】

*大規模災害時に必要な業務を継続するため、あらかじめ代替庁舎の確保や非常時優先業務の整理、災害業務に従事する職員に必要な食料備蓄など、庁内業務継続計画(BCP)を策定し、業務継続可能な体制を整える。

*大規模災害時にも円滑に業務を継続するため、受援計画の策定や県地域防災計画に基づく個別分野別のマニュアル等の策定や見直しを進める。

*災害等による庁内ネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、通信回線の二重化やネットワーク機器の予備装置の確保及び遠隔地でのバックアップ、パソコン等の情報端末の代替機器の確保等を進める。

(学校における業務のスリム化とBCPの策定) 【学校教育課】

*大規模災害時、学校において、学校運営に加え、並行して実施せざるを得ない避難所運営への協力、市町村の防災担当部局等や地域の自治組織との連絡調整などの災害対応業務を円滑に進めるため、学校における業務をスリム化するとともに、災害時に優先する行事や教職員の業務をあらかじめ決めておく等、業務継続計画(BCP)の策定を促進する。

(発災直後の職員参集及び対応体制の整備)【総務課】

*職員の参集体制及び災害対応体制を整備するため、職員等の安否確認の手段を整え、 訓練により実効性を高める。また、外部の応援職員も必要な対応ができるよう、各種 の災害対応業務マニュアルを整備する。

(自治体間の応援体制の構築及び応援部隊の受入態勢の整備)【総務課】

*県内市町村の応援体制を円滑に確保するため、市町村相互の応援協定の締結や、受援計画の策定を進め、大規模災害時の連携体制の強化を促進する。

(防災訓練の実施) 【再掲】 【総務課・学校教育課】

*大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した参集訓練等の防災訓練を実施し、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

(職員の安全確保に関する意識啓発)【総務課】

*地震等、大規模災害発生時に職員自身が自らの安全を確保する意識や能力を身につけるため、災害時初動対応訓練の実施等により、対応能力の向上を図る。

3-2 広域防災拠点の被災による機能の大幅な低下

(広域的な災害に対応するための連携体制の強化) 【総務課】

*町境を越える広域的な大規模災害時、県外も含めた関係機関と迅速かつ適切な連絡調整を行い、連携して災害対応を行う体制を整備するため、県や自衛隊、海上保安庁や近隣市町村等との連携体制の強化を行う。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進) 【総務課】

*大規模災害時、防災行政無線等の情報通信施設について 72 時間程度の機能維持が可能となるよう、防災活動の拠点となる施設においては、移動用の電源を含めた非常用電源の整備の推進を図り、優先して非常用電源からの電力供給を行う箇所を確認するとともに、災害時における燃料等の供給に関する協定締結等を検討する。

(通信手段の機能強化)【再掲】【総務課】

*大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、72 時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び燃料等の供給に関する協定締結等により、通信手段の 多重化(リダンダンシー)を図る。

*国、電気通信事業者の協力を得て、電源車や衛星携帯電話の貸出しを受け情報伝達 手段を確保できるよう、緊密な連携体制の構築を図る。

*東日本大震災において、非常用電源の燃料が枯渇したことから、関係機関と連携して使用可能時間を想定した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保を図る。

4-2 テレビ·ラジオ放送の中断や郵便事業等の長期停止により種々の重要情報が必要な者に届かない事態

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)【再掲】【総務課・まちづくり課】

*町民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から町が直接受信する J アラート (全国瞬時警報システム) や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達する L アラート (災害情報共有システム) を活用するとともに、町内に設置している防災無線の充実を図り、これらの情報伝達体制による訓練を行う。

*防災情報(水位、雨量、カメラ画像等)を提供する県統合型防災情報システムや、 県防災情報メールサービスについて町民に周知するとともに、5 G時代に対応し、多 様な情報提供手段を確保するため、町ホームページ、メール・動画配信等を活用した 迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

(通信手段の機能強化)【再掲】【総務課】

*大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、72 時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び燃料等の供給に関する協定締結等により、通信手段の 多重化(リダンダンシー)を図る。

*国、電気通信事業者の協力を得て、電源車や衛星携帯電話の貸出しを受け情報伝達 手段を確保できるよう、緊密な連携体制の構築を図る。

*東日本大震災において、非常用電源の燃料が枯渇したことから、関係機関と連携して使用可能時間を想定した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保を図る。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを 含む)を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

(事業者におけるBCP策定促進)【まちづくり課】

*大規模災害後、事業者が中核事業を継続又は再開し、サプライチェーンの寸断等から早期に復旧できるよう町内事業者の事業継続計画(BCP)策定を促進するとともに、より実効性の高い産業別BCPへの改訂等を支援する。

(金融機関や商工団体等との連携)【まちづくり課】

*大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が 円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推 進する。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小 企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図るとともに、経営指導員の知識・ノウ ハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化するなど、相談支援体制の充実を 図る。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備) 【再掲】 【建設課】

*町内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の長寿命化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(物資・エネルギー供給に向けた港湾整備) 【建設課】

*大規模災害時の海上輸送機能を確保するため、県と連携し、港湾施設の耐震化や、 耐波性能等の強化を進める。

*長洲港港湾区域にある企業岸壁の活用について、関係機関と協議し、大規模災害時の利用につなげる。

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(燃料供給体制の構築)【再掲】【総務課】

*大規模災害時の救助・救急等の活動に必要な燃料供給の途絶を防ぐため、県と連携のうえ、救助・救急等の活動や災害対応上の重要施設等に要する燃料供給体制の構築

を図る。

(エネルギー供給に向けた道路整備) 【建設課】

*町内における災害時の社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーを供給するため、町内道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の長寿命化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(エネルギー供給に向けた港湾整備) 【建設課】

*大規模災害時のエネルギー供給ルートを確保するため、港湾施設の耐震化や、耐波性能等の強化を進める。

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(特定事業者及び防災関係機関との連携等)【総務課・まちづくり課】

*産業施設の損壊等の災害が発生した際に的確かつ迅速な対応が可能となるよう、特定事業者及び防災関係機関と連携した総合的な防災訓練の実施を促進する。

5-4 海上輸送の機能の停止による地域経済への甚大な影響

(物資・エネルギー供給に向けた港湾整備) 【再掲】 【建設課】

*大規模災害時の海上輸送機能を確保するため、県と連携し、港湾施設の耐震化や、 耐波性能等の強化を進める。

*長洲港港湾区域にある企業岸壁の活用について、関係機関と協議し、大規模災害時の利用につなげる。

5-5 農地や農業用施設、漁場や漁業施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

(農地・農業用施設の保全)【農林水産課】

*地震や豪雨、高潮等に伴う農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図るため、排水機場やため池、用排水路等、農地・農業用施設の計画的な整備、適切な維持管理を行う。

(漁場・漁業施設の保全)【農林水産課】

*地震や豪雨、高潮等に伴う漁場や漁業用施設の被害の防止又は軽減を図るため、漁場や漁業用施設の計画的な整備、適切な維持管理を行う。

(災害時の集出荷体制の構築) 【農林水産課】

*大規模災害時の農作物や木材、特用林産物の出荷等を確保するため、広域的に選果機能等を代替・利用する体制の構築に向けた関係機関の取組みを支援するとともに、 農道等の計画的な整備及び適切な維持管理を行う。

(農業施設の耐候性等の強化)【農林水産課】

*大規模災害時の農業施設の被災による施設園芸の競争力低下を防止するため、気象 災害に強い耐候性強化型ハウスの導入を促進する。

(共済加入の促進)【農林水産課】

*大規模自然災害が発生しても、農業・漁業経営の安定を図るため、農業・漁業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、農業及び漁業共済加入を促進する。

5-6 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの確保に向けた道路整備) 【建設課】

*町内における災害時の交通ネットワークを確保するため、各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の長寿命化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(交通ネットワークの確保に向けた港湾整備)【建設課】

*大規模災害時の交通ネットワークを確保するため、県と連携し、港湾施設の耐震化や、耐波性能等の強化を進める。

*港湾の被災による交通ネットワークの機能停止を防ぐため、県と連携し、被災した 港湾施設の業務継続や早期復旧に向けた対応力を強化する。

5-7 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

(事業者におけるBCP策定促進)【再掲】【まちづくり課】

*大規模災害後、事業者が中核事業を継続又は再開し、サプライチェーンの寸断等から早期に復旧できるよう町内事業者の事業継続計画(BCP)策定を促進するとともに、より実効性の高い産業別BCPへの改訂等を支援する。

5-8 食料等の安定供給の停滞

(民間企業・他都道府県・国等と連携した食料等の供給体制の整備)【再掲】【総務課・ まちづくり課・農林水産課・福祉保健介護課】

*大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図り、供給体制の実効性を強化する。

(家庭や事業所における備蓄の促進)【再掲】【総務課・まちづくり課】

*大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、町民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分(推奨1週間)の備蓄を促進する。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備) 【再掲】 【建設課】

*町内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の長寿命化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(物資・エネルギー供給に向けた港湾整備) 【再掲】 【建設課】

*大規模災害時の海上輸送機能を確保するため、県と連携し、港湾施設の耐震化や、 耐波性能等の強化を進める。

*長洲港港湾区域にある企業岸壁の活用について、関係機関と協議し、大規模災害時の利用につなげる。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の 電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、 これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

(防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化) 【総務課】

*大規模災害に備え、電力事業者において電力設備の耐災性を確保するとともに、災害時に電力供給が途絶した場合も、防災拠点、避難所や医療機関等の機能維持に必要な電力を早急に確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について、協定の締結などによる連携の強化を図る。

(防災拠点等への再エネ設備等の導入) 【まちづくり課・各施設所管課】

*大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

(物資・エネルギー供給に向けた港湾整備) 【再掲】 【建設課】

*大規模災害時の海上輸送機能を確保するため、港湾施設の耐震化や、耐波性能等の 強化を進める。

*長洲港港湾区域にある企業岸壁の活用について、関係機関と協議し大規模災害時の利用につなげる。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(水道施設の耐震化等) 【再掲】 【水道課】

*水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、町におけるアセットマネジメント(長期的視野に立った計画的な資産管理)等を活用した施設の中長期的な更新計画策定を促進し、国庫補助を活用した施設整備等などの実施により水道施設の耐震化を促進する。

(応急給水体制の整備)【総務課・水道課】

*大規模災害時に、被災した水道施設を迅速に把握するとともに、必要に応じた応援 給水体制を確保するため、平時から防災協定などを締結している自治体の担当部局と の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。

(生活用水の確保) 【再掲】 【総務課・水道課】

*大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、学校のプールの利用について 学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促 進する。

*各家庭において普段から風呂に水を貯める(幼児がいる家庭においては安全面に留意)など、生活用水の確保について啓発を行う。

(上水道BCPの策定)【水道課】

*大規模災害時の上水道施設の被災による供給の長期停止を防止するため、水道事業における事業継続計画(BCP)策定を行う。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設等の耐震等)【下水道課】

*大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、下水道施設の耐震化を推進するとともに、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な維持修繕・改築を進める。また、管渠などの下水道施設等の耐震化等を促進する。

(浄化槽の整備等)【下水道課】

*大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、災害時の浄化槽の破損状況、使用可否、使用状況等の把握を行い、その結果を基に浄化槽の早期復旧を行う体制を構築する。

(下水道BCPの充実) 【再掲】 【下水道課】

*大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、下水道事業継続計画(BCP)の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

(公共交通機関に係る情報体制の整備) 【再掲】 【総務課・まちづくり課】

*運行情報が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・ 発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進 する。

(従業員等の一斉帰宅抑制等の促進)【総務課・まちづくり課】

*大規模災害時、公共交通機関周辺での多数の帰宅困難者の発生が懸念されることから、各事業所等において、従業員や顧客等が一斉に移動することを抑制するため、交通機関の運行情報や家族の安否情報の確認、大雨・台風等が予想される場合の早期帰宅等の対策を講じるよう啓発を行う。

6-5 異常渇水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶

(応急給水体制の整備)【再掲】【総務課・水道課】

*大規模災害時に、被災した水道施設を迅速に把握するとともに、必要に応じた応援 給水体制を確保するため、平時から防災協定などを締結している自治体の担当部局と の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。

(生活用水の確保) 【再掲】 【総務課・水道課】

*大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、学校のプールの利用について 学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促 進する。

*各家庭において普段から風呂に水を貯める(幼児がいる家庭においては安全面に留意)など、生活用水の確保について啓発を行う。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

(住宅密集地における火災の拡大防止) 【再掲】 【総務課・まちづくり課・建設課】

*大規模火災の危険性が高い住宅密集地の改善を図るため、避難・延焼遮断空間の確保に資する道路・公園等の整備、倒壊・消失の危険性が高い空家等を含む老朽建築物の整備促進等を行う。

安全性を優先的に考慮した土地利用を図りながら、災害に強く安全なまちづくりを促進する。

*大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防炎物品及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、有明広域行政事務組合消防本部荒尾消防署長洲分署及び長洲町消防団と連携し、普及促進を図る。

(消防の災害対処能力の強化)【総務課】

*大規模災害時における対処能力の強化を推進し、迅速・的確な救出・救助活動及び 消火活動を実施するため、消防団の人員の確保及び救助用資機材の整備や充実を図る とともに、実践的な訓練を実施する。

(自衛隊、警察、消防、海保等の町外からの応援部隊の受入体制の整備)【再掲】【総 務課】

*大規模災害時等、実働機関活動の絶対的な不足を補うため、自衛隊、警察、消防などの町外からの応援部隊の受入体制を整備するとともに、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化や訓練等に取り組む。

*多くの応援部隊を受け入れるため、宿営地や駐車場を含めた部隊の活動拠点候補を 複数選定するとともに、情報共有による円滑な活動体制整備に取り組む。

(消防団における人員、資機材の整備促進)【再掲】【総務課】

*地域の防災力の強化を図るため、事業者等への情報提供や消防団活動に対する理解 を促進するとともに、関係者と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。

*消防団の災害対応力向上のため、県や国の補助事業等を活用した町における資機材の整備を促進する。

7-2 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(沿道建築物の耐震化、通行空間の確保) 【建設課】

*大規模災害時の沿道建築物や電柱の倒壊による死傷者の発生、避難や救助活動等の停滞を防止するため、特に道路沿いの建築物について、耐震診断、耐震改修等を進める。

(被災建築物等の迅速な把握) 【総務課・建設課】

*大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、建築 関係団体と連携を図る。

7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(農業用ため池等の維持管理・更新) 【農林水産課】

*大規模災害時の農業用ため池の決壊等による二次災害を防止するため、農業用ため 池の点検や改修の必要性の判定を行い、計画的に改修を進める。また、ため池管理者 による日常管理や緊急体制の整備、ハザードマップの作成等、ため池の適正な維持管 理を推進する。

(道路防災施設の維持管理・更新)【建設課】

*大規模災害時の道路防災施設の損壊等による二次災害を防止するため、より効果的・効率的な道路防災施設の維持管理、機能強化及び設備の更新等を行う。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の流出対策等)【住民環境課】

*有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、あらかじめ工場・事業場の情報を整理し、各分野において事故時の応急措置や環境調査に活用できるように準備するとともに、事故発生に対して、県及び事業者と連携した取組みを進める。

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農業生産基盤の整備及び保全管理) 【農林水産課】

*農地等の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、農業生産基盤を計画的に整備し、農業生産活動を維持するとともに、日本型直接支払制度を活用した取組みを支援し、農業生産基盤の保全管理を図ることにより、農業・農村が有する洪水防止等の多面的機能を適切に維持・発揮させる。

(適切な森林整備の推進)【農林水産課】

*台風や集中豪雨等による山地崩壊等の防止や洪水調節など森林が持つ多面的機能 を確保するため、伐採跡地の再造林や間伐等の適切な森林整備を推進する。

(中山間地域の振興)【まちづくり課・農林水産課】

*多面的かつ公益的な機能の維持・活性化を図るため、中山間地域の多面的機能の普及啓発、地域リーダーの育成、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維

持等の取組みを支援する。

7-6 火山噴火による地域社会への甚大な影響

(雲仙岳噴火時の避難体制の整備) 【総務課】

*噴火に関する情報を迅速かつ正確に提供するため、防災行政無線、サイレン等、情報伝達手段の多様化を図るとともに、井戸水の水面低下や地盤沈下などの噴火予兆情報を得るため、関係市町村との連携体制を構築する。

(降灰対策の推進)【総務課・福祉保健介護課・住民環境課・建設課・学校教育課】

*降灰による住民生活への被害等を防ぐため、健康被害への影響防止や道路等の降灰除去に必要な資機材を確保するとともに、関係機関の連携体制を強化する。

7-7 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備) 【総務課・まちづくり課】

*大規模災害時に風評被害の拡大を防止するため、警察・消防や関係機関と連携して、 正確な情報の収集や様々な手段による発信に努める。

*市町村や県内観光事業者と連携体制を構築のうえ、正確な情報の収集や様々なチャンネルを通じた迅速な情報発信を行う。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(町災害廃棄物処理計画の策定)【住民環境課】

*大規模災害時における災害廃棄物の処理を円滑に行うため、災害廃棄物の発生量の 推計や処理方法などを定めた、災害廃棄物処理計画の策定を行う。

(仮置場の選定)【住民環境課】

*迅速かつ適正に災害廃棄物の処理が行えるよう、災害廃棄物の発生量の推計をもとに仮置場候補地を検討する。

(県・他市町村による支援体制の整備) 【総務課・住民環境課】

* 甚大な被害により町における災害廃棄物処理が困難となった場合に備え、迅速かつ 適切な処理が行えるよう、県、他市町村等との協定の締結等、災害廃棄物処理体制の 整備を図る。

(関係団体との連携)【住民環境課】

*大規模災害時に、損壊家屋の撤去等や大量に発生する災害廃棄物の処理を促進する ため、関係団体等と廃棄物処理に関する協定を締結するなど、相互協力体制の整備を 図る。

8-2 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通 した技術者、ボランティア等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(建設業における復旧・復興の担い手確保・育成)【建設課】

*大規模災害時における復旧・復興を担う建設業の人材確保を進める。

(災害ボランティアとの連携)【福祉保健介護課】

*大規模災害時、ボランティア関係者が連携して被災者支援等に取り組めるよう、社会福祉協議会と連携し、ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築を促進する。

(罹災証明書の速やかな発行)【総務課・税務課・住民環境課】

*大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から職員を対象とする住家被害認定調査の目的や方法に関する研修を通じて、知識・技術の習得を心がける

とともに、応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。また、就労環境の整備や 資格取得の支援を進める。

(被災建築物等の迅速な把握)【再掲】【総務課・建設課】

*大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、建築 関係団体と連携を図る。

8-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

(罹災証明書の速やかな発行) 【再掲】 【総務課・税務課・住民環境課】

*大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から職員を対象とする 住家被害認定調査の目的や方法に関する研修を通じて、知識・技術の習得を心がける とともに、応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。また、就労環境の整備や 資格取得の支援を進める。

(応急仮設住宅の迅速な提供)【建設課・福祉保健介護課】

*住家を失った被災者が、住まいを含めた生活再建を進められる状況を整えるため、 一時的な住居となる応急仮設住宅を迅速に確保できるよう、様々な災害を想定した建 設型仮設住宅の候補地をあらかじめ定め、住民との合意形成を促進する。

(地震保険加入率の向上) 【総務課】

*大規模災害時の被災者の住宅再建が迅速、円滑に進むよう、町民に地震保険制度の 周知・啓発を図る。

(災害ボランティアとの連携)【再掲】【福祉保健介護課】

*大規模災害時、ボランティア関係者が連携して被災者支援等に取り組めるよう、社会福祉協議会と連携し、ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築を促進する。

(相談体制の整備)【総務課・福祉保健介護課・住民環境課】

*大規模災害時に町民からの各種相談に対応できるよう、総合相談窓口の設置や県の 協定団体等による相談対応などの多様な手段による情報提供を行う体制を整備する。

(金融機関や商工団体等との連携) 【再掲】 【まちづくり課】

*大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推進する。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小

企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図るとともに、経営指導員の知識・ノウハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化するなど、相談支援体制の充実を図る。

8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域における共助の推進)【総務課・まちづくり課】

*大規模災害時に、町と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、 自主防災組織との連携強化や自治会等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの 充実を図る。

(自主防犯・防災組織等のコミュニティカの強化)【総務課・まちづくり課】

*自主防災組織など、災害時に自主防犯活動の中心を担うことが想定される組織の防犯活動の強化を図るため、防犯講話や装備資器材の整備充実等の支援を行う。

(地域と学校の連携)【生涯学習課・学校教育課】

*大規模災害時、避難所となる学校の混乱を回避するため、コミュニティ・スクールを推進し、学校において、地域と連携した防災システムの構築や避難訓練の実施を図るとともに、児童生徒の地域における防災活動への参加を促し、学校と地域の連携協働体制を強化する。

(地域コミュニティの維持) 【まちづくり課】

*災害時の共助を担う地域コミュニティの崩壊や機能低下を防ぐため、地域住民等が 主体となって行う地域コミュニティの維持に係る取組みを支援する。

*大規模災害からの復旧・復興過程において、一時的な地域コミュニティの崩壊により、被災者が孤立することを防止するため、平時からの民間事業者との協定の締結、民間ボランティア団体との連携など、被災者の見守りに資する体制の構築を図る。

(消防団における人員、資機材の整備促進)【再掲】【総務課】

*地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防 団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、町や消防協会等と連携した消防団 員の確保・支援対策に取り組む。

*消防団の災害対応力向上のため、県や国の補助事業等を活用した町における資機材の整備を促進する。

8-5 道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(迅速な復旧・復興に向けた道路整備) 【建設課】

*本町の縦軸・横軸の多重性確保のため、県及び関係市と連携し、幹線道路のネットワークの整備を進める。

*町内における災害時の復旧・復興の停滞を防止するため、県内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の長寿命化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(迅速な復旧・復興に向けた港湾整備) 【建設課】

*大規模災害時の港湾施設の被災による復旧・復興の停滞を防止するため、港湾施設の耐震化や、耐波性能等の強化を進める。

また、大雨等により、有明海に河川等を通じて流入する流木を速やかに撤去できるよう県と連携し対応する。

(地籍情報の適正な管理)【総務課】

*大規模災害後、復旧・復興が迅速に実施できるよう、地籍情報を適正に管理し、土地境界等の確認が円滑にできるようにする。

8-6 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(浸水対策、流域減災対策)【建設課】

*大規模な浸水被害を防止するため、海岸・河川堤防等の施設の整備など、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、排水機場の整備等により被害軽減に資する流域減災対策を推進する。

第5章 計画の推進

本計画による強靭化を着実に推進するため、施策の進捗状況の把握等を行うために設定した重要業績指標(KPI)を用いて進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルを繰り返し、全庁が一体となって取組みを推進することとする。

また、本計画は、今後の地域強靭化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国及び県の国土強靭化施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに内容を見直すこととする。

≪参考資料1≫ 脆弱性評価結果

1-1 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(住宅の耐震化)【建設課】

○ 本町の住宅の耐震化率は全国平均を下回っており、大規模地震時の住宅倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化を促進する必要がある。

(宅地の耐震化)【建設課】

○ 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、宅地の耐震化を促進する必要がある。

(住宅密集地における火災の拡大防止) 【総務課・まちづくり課・建設課】

○ 大規模地震時、町内の住宅密集地では広範囲にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や家庭・事業所等における防火啓発等を進める必要がある。

(家庭・事業所における地震対策) 【総務課】

○ 大規模地震時には家屋等の倒壊だけでなく、家具や備品の転倒等により人的被害が拡大するおそれがあることから、各家庭や事業所において、身の回りの地震対策を進める必要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化)【総務課】

○ 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施)【総務課・学校教育課】

○ 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)【総務課・まちづくり課】

○ 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(交通施設の耐災性の強化)【まちづくり課・建設課】

○ 大規模災害時、JR長洲駅や長洲港等の交通施設の倒壊等により多数の死傷者 が発生するおそれがあるため、交通施設の耐災性の強化を図る必要がある。

1-2 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

(公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止)【総務課・学校教育課・各施設所 管課】

○ 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設及び学校施設の倒壊や火災の発生等により、施設の機能停止や人的被害が拡大するおそれがあることから、公共建築物等の耐震化や防火対策を促進する必要がある。

(医療施設、社会福祉施設の耐震化及び火災防止) 【福祉保健介護課】

○ 大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設等の倒壊や火災等により、傷病者の治療等に係る支障の発生及び施設の機能停止や、自ら避難することが困難な方の被害が拡大するおそれがあることから、施設の耐震化や防火対策を促進する必要がある。

(不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止)【総務課・建設課・各 施設所管課】

○ 大規模地震等の発生時、店舗、ホテル等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊や火災等により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、不特定多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するとともに、防火対策を進める必要がある。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)【再掲】【総務課・まちづくり課】

○ 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(海岸保全施設の整備等) 【建設課】

○ 台風時の高潮・大規模地震時の津波・堤防崩壊等に起因する浸水により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、防潮堤等、海岸保全施設の整備・維持管理を着実に行う必要がある。

(円滑な避難のための道路整備)【建設課】

○ 津波・風水害時、道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れにより、多数の死傷者が発生するおそれがあるため、浸水しにくく、円滑な避難に資する道路の整備が必要である。

(避難勧告等の適切な発令)【総務課】

○ 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、町が避難勧告を適切に発令する必要がある。

1-3 津波・高潮等による多数の死傷者の発生

(迅速な避難のための体制の整備等) 【総務課・福祉保健介護課】

○ 津波・風水害等による建築物の損壊・浸水や避難行動の遅れにより多数の死傷者 が発生するおそれがあることから、住民の迅速な避難を促す必要がある。

(災害対応体制の整備) 【総務課】

○ 大雨・台風、高潮等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れ等により人 的被害が拡大するおそれがあることから、被害発生前に迅速かつ適切な災害対 応ができる体制を整備する必要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化)【再掲】【総務課】

○ 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施) 【再掲】 【総務課・学校教育課】

○ 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

1-4 台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な市街地等の 浸水による死傷者の発生

(浸水被害の防止に向けた河川整備等)【建設課・その他各所管課】

○ 大規模風水害時の河川氾濫等により広域的な浸水被害が発生するおそれがある ことから、計画的に河川整備を進めるとともに、逃げ遅れ防止等の対策を実施す る必要がある。

(円滑な避難のための道路整備) 【再掲】 【建設課】

○ 津波・風水害時、道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れにより、多数の死傷者が発生するおそれがあるため、浸水しにくく、円滑な避難に資する道路の整備が必要である。

(避難勧告等の適切な発令) 【再掲】 【総務課】

○ 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、町が避難勧告を適切に発令する必要がある。

(事前予測が可能な災害への対応)【総務課】

○ 大雨・台風、高潮等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)【再掲】【総務課・まちづくり課】

○ 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【再掲】 【総務課】

○ 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施)【再掲】【総務課・学校教育課】

○ 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

1-5 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態

(土砂災害対策の推進)【建設課】

○ 集中豪雨等による大規模な土砂災害により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、土砂災害警戒区域等の指定を受け、土砂災害対策を進める必要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【再掲】 【総務課】

○ 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施)【再掲】【総務課・学校教育課】

○ 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)【再掲】【総務課・まちづくり課】

○ 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(避難勧告等の適切な発令) 【再掲】 【総務課】

○ 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、町が避難勧告を適切に発令する必要がある。

(通信手段の機能強化)【総務課】

○ 大規模災害時、通信施設が被災し、県と国・町等の防災関係機関との通信が途絶 するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必 要がある。

(要支援者対策の推進)【総務課・福祉保健介護課】

○ 大規模災害時、避難行動要支援者への支援が行き届かないことにより、避難が 遅れるおそれがあることから、避難行動要支援者等への支援体制を充実する必 要がある。

(外国人に対する情報提供の配慮)【総務課・まちづくり課】

○ 大規模災害時、外国人に情報が行き届かないことにより、人的被害が拡大するお それがあることから、外国人に対する情報提供を円滑に行う対策を講じる必要 がある。

(情報伝達体制の整備と地域の共助)【総務課・まちづくり課】

○ 大規模災害時、町から地域へ災害情報が迅速に伝達されず、人的被害が拡大する おそれがあることから、情報伝達体制の整備と地域における共助の充実を図る 必要がある。

(学校の災害対応の機能向上) 【学校教育課】

○ 大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、学校内での情報連絡体制及び児童生徒が自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備が必要である。

(事前予測が可能な災害への対応)【再掲】【総務課】

○ 大雨・台風、高潮等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(家庭や事業所における備蓄の促進)【総務課】

○ 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。

(町での備蓄の推進)【総務課】

○ 大規模災害時、道路寸断等により被災地外から長期間にわたり物資が供給され

ず、家庭や事業所における備蓄だけでは食料等が不足するおそれがあることから、町において必要な備蓄を行う必要がある。

(民間企業・他都道府県・国等と連携した食料等の供給体制の整備)【総務課・まちづくり課】

○ 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

(県や他市町村への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備)【総務課】

○ 備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、県や他市町村と連携 して、避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要があ る。

(国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備) 【総務課】

○ 大規模災害時に国が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送 された支援物資を各避難所に円滑に届ける体制を整備する必要がある。

(水道施設の耐震化等)【水道課】

○ 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するお それがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなど して、安定した水の供給を確保する必要がある。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備)【建設課】

○ 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給 が停止するおそれがあるため、幹線道路を中心とした町内の道路網の確保が必 要である。

2-2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

(避難所の体制整備)【総務課・福祉保健介護課・学校教育課・生涯学習課】

○ 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、避難所の開設や運営 が困難となるおそれがあることから、発災後、被災者が速やかに避難し安心して 生活できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

(指定避難所・指定緊急避難場所の防災機能強化)【総務課・福祉保健介護課・学校教育課・生涯学習課・下水道課】

○ 大規模災害時、多数の避難者を受け入れる避難所等を確保するため、町が避難所等として指定する施設については、非構造部材も含めた耐震化を促進するとともに、給水施設(井戸等)、非常用電源、各種トイレ等の整備を進める必要がある。

(指定避難所等の周知徹底)【総務課】

○ 避難所への円滑な避難が可能となるよう、平時から指定避難所や福祉避難所の 場所、福祉避難所の制度等について周知徹底を行う必要がある。

(避難所運営体制の構築)【総務課・福祉保健介護課】

○ 大規模災害時において避難所運営が円滑に行えるよう、避難所運営マニュアルの更新や関係機関による研修・訓練等を実施する必要がある。また、公共施設等においては、施設の安全性の確認方法及び避難者の対応体制の整備を図る必要がある。

(避難所等の保健衛生・健康対策)【福祉保健介護課】

○ 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

(福祉避難所の円滑な運営)【福祉保健介護課】

○ 大規模災害時、福祉避難所の運営に関するノウハウの不足や、一般の避難者の受入等により、福祉避難所がその機能を発揮できないおそれがあることから、平時から福祉避難所の運営が確保できる体制を構築する必要がある。

(熊本DCAT(ディーキャット)の体制整備)【総務課】

○ 大規模災害時、避難所等において高齢者や障がい者等の要配慮者に対し、十分なケアを行うため、熊本DCATの受け入れ体制を構築する必要がある。

(指定避難所以外の被災者の把握体制) 【総務課・福祉保健介護課】

○ 大規模地震時、建物内への避難に対する恐怖感やプライバシー確保等を理由と して車中泊者が多数発生するおそれがあることから、車中泊者など指定避難所 以外の被災者を想定した対策が必要である。

(エコノミークラス症候群の予防) 【総務課・福祉保健介護課】

○ 大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候 群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する と同時にその対策を図る必要がある。

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

(自衛隊、警察、消防、海保等の町外からの応援部隊の受入体制の整備) 【総務課】

○ 大規模災害時は、救助・救急活動現場が同時多発的かつ広範囲に発生することにより、町内の実働機関の活動が絶対的に不足するおそれがあることから、町外からの応援部隊の受入等の体制を確保する必要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化)【再掲】【総務課】

○ 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(消防団における人員、資機材の整備促進) 【総務課】

○ 複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、 地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要 がある。

(自主防災組織等の活動の強化)【総務課・まちづくり課】

○ 大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。

(救助・救急ルートの確保に向けた道路整備)【建設課】

○ 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急活動が停滞するおそれがあるため、幹線道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(燃料供給体制の構築) 【総務課】

○ 大規模災害時、道路及び港湾、並びに物流業者等の大規模な被災による燃料供給 の途絶により、救助・救急等の活動ができないおそれがあることから、必要とな る燃料の供給が円滑に行われる体制を事前に構築する必要がある。

(エネルギー供給に向けた港湾整備) 【建設課】

○ 大規模災害時の港湾施設の被災により救助・救急、医療活動のためのエネルギー 供給が停止するおそれがあるため、港湾施設の整備等を進める必要がある。

(医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備)【建設課】

○ 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により医療活動の支援が停滞するおそれがあるため、本県と九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、県内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(医療活動の支援ルートの確保に向けた港湾整備)【建設課】

○ 大規模災害時の道路の寸断や渋滞の発生により医療活動の支援が停滞するおそれがあるため、道路以外の医療活動の支援ルートとして港湾機能を強化する必要がある。

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

(災害時の帰宅困難者の支援体制の整備)【総務課】

○ 大規模災害の発生に伴う道路や線路、鉄道設備等の破損により公共交通機関が 途絶し、多数の帰宅困難者等が発生するおそれがあることから、帰宅困難者等そ れらへの支援が行われる体制を整備する必要がある。

(公共交通機関に係る情報体制の整備)【まちづくり課】

○ 大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する必要がある。

2-6 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

(感染症の発生・まん延防止) 【福祉保健介護課・住民環境課】

○ 大規模災害時、浸水被害等により、感染症の発生・まん延のおそれがあることから、平時から感染症予防体制を構築する必要がある。

(避難所等の保健衛生・健康対策) 【再掲】 【福祉保健介護課】

○ 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

(エコノミークラス症候群の予防) 【再掲】 【総務課・福祉保健介護課】

○ 大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候 群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する と同時にその対策を図る必要がある。

(生活用水の確保) 【総務課・水道課】

○ 大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

(下水道BCPの充実)【下水道課】

○ 大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を平時から構築する必要がある。

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点施設等の耐災性の強化) 【総務課・各施設所管課】

○ 大規模災害時の防災拠点施設の被災により行政機能が大幅に低下し、応急対策 や救助活動等が停滞するおそれがあるため、庁舎等の防災拠点施設等の耐災性 を強化する必要がある。

(業務継続可能な体制の整備)【総務課】

○ 大規模災害時には災害対応業務が大量かつ長期間発生するおそれがあるとともに、庁舎や職員の被災、又はライフラインの停止等により、業務の継続が大幅に制限されるおそれがあることから、大規模災害時にも業務継続可能な体制を整える必要がある。

(学校における業務のスリム化とBCPの策定)【学校教育課】

○ 大規模災害時、学校においては、避難所指定の有無に関わらず多くの住民の避難が予想され、学校の運営と膨大な災害対応業務を並行して実施せざるを得ない状況となり、学校現場が混乱するおそれがあることから、平時から災害時の対応や体制を整備しておく必要がある。

(発災直後の職員参集及び対応体制の整備)【総務課】

○ 大規模災害時に、職員や家族の被災のほか、道路の寸断、公共交通機関の停止や 交通渋滞などで、職員が職場に参集できないことにより、災害時の初動対応に支 障を来すおそれがあることから、職員の参集体制及び災害対応体制を整備する 必要がある。

(自治体間の応援体制の構築及び応援部隊の受入態勢の整備) 【総務課】

○ 大規模災害時、市町村の人員体制では、多種多様かつ膨大な応急対応業務について、状況に即した対応ができないおそれがあるため、国・県や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・受援の体制整備の充実を図る必要がある。

(防災訓練の実施)【再掲】【総務課・学校教育課】

○ 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(職員の安全確保に関する意識啓発) 【総務課】

○ 災害時に職員が死傷し、迅速かつ適切な災害対応ができない事態が懸念される ことから、職員自身が危機管理意識や災害対応能力を身につける必要がある。

3-2 広域防災拠点の被災による機能の大幅な低下

(広域的な災害に対応するための連携体制の強化) 【総務課】

○ 町境を越える広域的な大規模災害時、県及び県内市町村だけでは十分な災害対

応ができず、被害が拡大するおそれがあることから、県外も含め、関係機関との 連絡体制を確保する必要がある。

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進)【総務課】

○ 大規模災害時、電力供給の途絶により情報通信が停止することによって、迅速かつ適切な災害応急活動ができないおそれがあることから、防災活動の拠点となる施設等においては、災害時においても情報通信体制を確保できる体制を整える必要がある。

(通信手段の機能強化)【再掲】【総務課】

○ 大規模災害時、通信施設が被災し、町と国・県等の防災関係機関との通信が途絶 するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必 要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断や郵便事業等の長期停止により種々の重要情報が必要な者に届かない事態

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)【再掲】【総務課・まちづくり課】

○ 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(通信手段の機能強化)【再掲】【総務課】

○ 大規模災害時、通信施設が被災し、町と国・県等の防災関係機関との通信が途絶 するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必 要がある。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

(事業者におけるBCP策定促進)【まちづくり課】

○ 大規模災害時、多くの事業者が被災し、業務再開まで時間を要することによりサプライチェーンの寸断等が発生し、様々な町内産業の競争力が低下するおそれがあることから、事業者が中核事業を継続又は早期再開できるよう、町内事業者の事業継続計画(BCP)策定を促進する必要がある。

(金融機関や商工団体等との連携)【まちづくり課】

○ 大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備) 【再掲】 【建設課】

○ 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給 が停止するおそれがあるため、幹線道路を中心とした町内の道路網の確保が必 要である。

(物資・エネルギー供給に向けた港湾整備) 【建設課】

○ 大規模災害時の港湾施設の被災により海上輸送の機能が停止するおそれがある ため、港湾施設の整備等を進める必要がある。また、長洲港湾区域における企業 岸壁も有効に活用する必要がある。

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(燃料供給体制の構築)【再掲】【総務課】

○ 大規模災害時、道路及び港湾、並びに物流業者等の大規模な被災による燃料供給 の途絶により、救助・救急等の活動ができないおそれがあることから、必要とな る燃料の供給が円滑に行われる体制を事前に構築する必要がある。

(エネルギー供給に向けた道路整備)【建設課】

○ 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により社会経済活動、サプライチェーン の維持に必要なエネルギー供給が停止するおそれがあるため、熊本県と九州各 県を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、県内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(エネルギー供給に向けた港湾整備) 【再掲】 【建設課】

○ 大規模災害時の港湾施設の被災により救助・救急、医療活動のためのエネルギー 供給が停止するおそれがあるため、港湾施設の整備等を進める必要がある。

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(特定事業者及び防災関係機関との連携等)【総務課・まちづくり課】

○ 産業施設の損壊が、火炎や煙の発生、有害物質等の流出をもたらし、周辺住民や 経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、災害発生時に的確か つ迅速な対応を行う体制の確保が必要である。

5-4 海上輸送の機能の停止による地域経済への甚大な影響

(物資・エネルギー供給に向けた港湾整備) 【再掲】 【建設課】

○ 大規模災害時の港湾施設の被災により海上輸送の機能が停止するおそれがある ため、港湾施設の整備等を進める必要がある。また、長洲港湾区域における企業 岸壁も有効に活用する必要がある。

5-5 農地や農業用施設、漁場や漁業施設等の大規模な被災による農林水産業の 競争力の低下

(農地・農業用施設の保全)【農林水産課】

○ 地震や豪雨、高潮等により農地や農業用施設が被災することで、生産力が大きく低下するおそれがあることから、農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図る必要がある。

(漁場・漁業施設の保全) 【農林水産課】

○ 地震や豪雨、高潮等により漁場や漁業用施設が被災することで、生産力が大き く低下するおそれがあることから、漁場や漁業用施設の被害の防止又は軽減を 図る必要がある。

(災害時の集出荷体制の構築)【農林水産課】

○ 大規模災害時の野菜・果樹等の集出荷施設の被災により、農作物等の出荷等が停止するおそれがあるため、施設等の機能が停止した場合の出荷体制を確保する必要がある。

(農業施設の耐候性等の強化)【農林水産課】

○ 大規模災害時の農業施設の被災により、町内において盛んな施設園芸の競争力が低下するおそれがあるため、安定した生産・出荷体制の整備が必要である。

(共済加入の促進)【農林水産課】

○ 降灰や風水害などにより、農作物や漁船などが被害を受け収穫量等に影響の出るおそれがあることから、農業・漁業経営の安定のためセーフティネット機能を確保する必要がある。

5-6 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの確保に向けた道路整備)【建設課】

○ 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により交通ネットワークの一部が停止 するおそれがあるため、幹線道路の充実・強化、各地域を結ぶ道路網の確保が必 要である。

(交通ネットワークの確保に向けた港湾整備) 【建設課】

○ 大規模災害時の港湾施設の被災により交通ネットワークの一部が停止するおそれがあるため、港湾施設の整備等を進める必要がある。

5-7 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

(事業者におけるBCP策定促進)【再掲】【まちづくり課】

○ 大規模災害時、多くの事業者が被災し、業務再開まで時間を要することによりサ プライチェーンの寸断等が発生し、様々な町内産業の競争力が低下するおそれ があることから、事業者が中核事業を継続又は早期再開できるよう、町内事業者 の事業継続計画(BCP)策定を促進する必要がある。

5-8 食料等の安定供給の停滞

(民間企業・他都道府県・国等と連携した食料等の供給体制の整備)【再掲】【総務課・まちづくり課・農林水産課・福祉保健介護課】

○ 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

(家庭や事業所における備蓄の促進)【再掲】【総務課・まちづくり課】

○ 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備)【再掲】【建設課】

○ 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給 が停止するおそれがあるため、幹線道路を中心とした町内の道路網の確保が必 要である。

(物資・エネルギー供給に向けた港湾整備) 【再掲】 【建設課】

○ 大規模災害時の港湾施設の被災により海上輸送の機能が停止するおそれがある ため、港湾施設の整備等を進める必要がある。また、長洲港湾区域における企業 岸壁も有効に活用する必要がある。

6-1 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

(防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化) 【総務課】

○ 大規模災害時、電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持でき

ないおそれがあることから、電力事業者との大規模災害を想定した連携体制を 構築しておく必要がある。

(防災拠点等への再エネ設備等の導入) 【まちづくり課・各施設所管課】

○ 大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、防災拠点や 避難所の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様 性を確保する必要がある。

(物資・エネルギー供給に向けた港湾整備) 【再掲】 【建設課】

○ 大規模災害時の港湾施設の被災により海上輸送の機能が停止するおそれがある ため、港湾施設の整備等を進める必要がある。また、長洲港湾区域における企業 岸壁も有効に活用する必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(水道施設の耐震化等) 【再掲】 【水道課】

○ 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するお それがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなど して、安定した水の供給を確保する必要がある。

(応急給水体制の整備)【総務課・水道課】

○ 大規模災害時、水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

(生活用水の確保)【再掲】【総務課・水道課】

○ 大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し、疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

(上水道BCPの策定)【水道課】

○ 大規模災害時、上水道施設の被災による供給の長期停止により、住民生活に深刻 な影響を及ぼすおそれがあることから、停止期間を短縮する必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設等の耐震等)【下水道課】

○ 大規模災害時、下水道施設等の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあることから、下水道施設の耐震化等を促進するとともに、機能停止時に代替策を実施する体制を整備する必要がある。

(浄化槽の整備等)【下水道課】

○ 大規模災害時、浄化槽の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあるため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換や災害時における早期復旧を図る必要がある。

(下水道BCPの充実)【再掲】【下水道課】

○ 大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を平時から構築する必要がある。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

(公共交通機関に係る情報体制の整備) 【再掲】 【総務課・まちづくり課】

○ 大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する必要がある。

(従業員等の一斉帰宅抑制等の促進)【総務課・まちづくり課】

○ 大規模災害時、都市部の駅やバスセンター周辺で帰宅困難者の大量発生が懸念 されることから、各事業所等において従業員や顧客のむやみな移動を抑制する 必要がある。

6-5 異常渇水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶

(応急給水体制の整備) 【再掲】 【総務課・水道課】

○ 大規模災害時、水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

(生活用水の確保)【再掲】【総務課・水道課】

○ 大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し、疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

7-1 市街地での大規模火災の発生

(住宅密集地における火災の拡大防止) 【再掲】 【総務課・まちづくり課・建設課】

○ 大規模地震時、町内の住宅密集地では広範囲にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や家庭・事業所等における防火啓発等を進める必要がある。

(消防の災害対処能力の強化)【総務課】

○ 大規模災害時、救出・救助活動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、迅速・的確に救出・救助活動及び消火活動を実施するため、災害時の対処能力を強化する必要がある。

(自衛隊、警察、消防、海保等の町外からの応援部隊の受入体制の整備)【再掲】 【総務課】

○ 大規模災害時は、救助・救急活動現場が同時多発的かつ広範囲に発生することにより、町内の実働機関の活動が絶対的に不足するおそれがあることから、町外からの応援部隊の受入等の体制を確保する必要がある。

(消防団における人員、資機材の整備促進)【再掲】【総務課】

○ 複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、 地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要 がある。

7-2 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(沿道建築物の耐震化、通行空間の確保) 【建設課】

○ 大規模地震時、避難路等の沿道建築物等の倒壊により死傷者が発生するととも に、円滑な避難や救助活動、支援物資の輸送等が困難になるおそれがあるため、 沿道建築物の耐震化等を進める必要がある。

(被災建築物等の迅速な把握)【総務課・建設課】

○ 大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがある ため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。

7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(農業用ため池等の維持管理・更新)【農林水産課】

○ 大規模災害時に、農業用ため池等の漏水や溢水により堤体が決壊し、下流域に洪水被害が生じるおそれがあるため、農業用ため池等の安全性の確保が必要である。

(道路防災施設の維持管理・更新)【建設課】

○ 大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害により、 人的被害が拡大するおそれがあるため、道路防災施設の安全性の確保が必要で ある。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の流出対策等)【住民環境課】

○ 大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすお それがあることから、平時から有害物質に係る情報共有や関係機関との連携が 必要である。

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農業生産基盤の整備及び保全管理) 【農林水産課】

○ 耕作放棄地の増加など農地等の荒廃により、国土保全や洪水防止などの多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、農業生産基盤の保全等が必要である。

(適切な森林整備の推進)【農林水産課】

○ 台風や集中豪雨等により、森林及びその下流域において山地崩壊等による被害 が発生するおそれがあるため、適切な森林整備を推進する必要がある。

(中山間地域の振興)【まちづくり課・農林水産課】

○ 農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、国土保全や美しい景観の維持、 水源かん養等の環境保全など多面的かつ公益的な機能を有する中山間地域の維 持・活性化を図る必要がある。

7-6 火山噴火による地域社会への甚大な影響

(雲仙岳噴火時の避難体制の整備)【総務課】

○ 雲仙岳噴火時に初動対応が遅れた場合、多数の死傷者が発生するおそれがある ことから、地域住民に迅速かつ適切な避難を促すとともに、防災体制を構築する 必要がある。

(降灰対策の推進)【総務課・福祉保健介護課・住民環境課・建設課・学校教育課】

○ 火山の大規模噴火に伴う降灰により、住民生活への支障や健康への影響が懸念 されることから、降灰が予想される地域において、住民の生活を維持する体制を あらかじめ構築しておく必要がある。

7-7 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備)【総務課・まちづくり課】

○ 断片的な情報や虚偽の情報の拡散により、風評被害の拡大が懸念されることか

ら、各分野において正確な情報伝達ができるよう、情報の収集や発信体制をあらかじめ構築する必要がある。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる 事態

(町災害廃棄物処理計画の策定)【住民環境課】

○ 大規模災害時における災害廃棄物の処理を円滑に行うため、災害廃棄物の発生 量の推計や処理方法などを定めた災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。

(仮置場の選定)【住民環境課】

○ 迅速かつ適正に災害廃棄物の処理が行えるよう、仮置場の候補地を検討する必要がある。

(県・他市町村による支援体制の整備)【総務課・住民環境課】

○ 甚大な被害により町における災害廃棄物処理が困難となった場合に備え、迅速 かつ適切な処理が行えるよう、災害廃棄物処理体制の整備を図る必要がある。

(関係団体との連携)【住民環境課】

- 大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理や損壊家屋の撤去等の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、あらかじめ災害時の廃棄物処理や損壊家屋の撤去に備える必要がある。
- 8-2 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精 通した技術者、ボランティア等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる 事態

(建設業における復旧・復興の担い手確保・育成) 【建設課】

○ 大規模災害時の道路啓開・復旧工事等を担う人材不足により復旧・復興が大幅に 遅れるおそれがあるため、建設関係団体と連携し、復旧に取り組む必要がある。

(災害ボランティアとの連携)【福祉保健介護課】

○ 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。

(罹災証明書の速やかな発行)【総務課・税務課・住民環境課】

○ 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、市町村においてあらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

(被災建築物等の迅速な把握)【再掲】【総務課・建設課】

○ 大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがある ため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。

8-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

(罹災証明書の速やかな発行) 【再掲】 【総務課・税務課・住民環境課】

○ 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、市町村においてあらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

(応急仮設住宅の迅速な提供)【建設課・福祉保健介護課】

○ 大規模災害後、住家を失った被災者の一時的な住まいの確保に支障を来すおそれがあることから、平時から建設型仮設住宅の建設候補地の検討が必要である。

(地震保険加入率の向上) 【総務課】

○ 大規模地震による住宅の全壊等により、被災者の生活再建が困難となるおそれがあることから、町民の地震保険加入を促進する必要がある。

(災害ボランティアとの連携) 【再掲】 【福祉保健介護課】

○ 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。

(相談体制の整備)【総務課・福祉保健介護課・住民環境課】

○ 大規模災害時に、生活面に対する不安等から将来への希望を失うことが懸念されることから、町民からの各種相談に対応する必要がある。

(金融機関や商工団体等との連携)【再掲】【まちづくり課】

○ 大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。

8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる 事態

(地域における共助の推進)【総務課・まちづくり課】

○ 大規模災害時、様々な要因により各地域で災害対応が迅速に実施されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、地域における共助の充実を図る必要がある。

(自主防犯・防災組織等のコミュニティカの強化)【総務課・まちづくり課】

○ 大規模災害時、住民同士の交流等が希薄な地域のコミュニティの崩壊が懸念されることから、自主防犯・防災組織等の地域コミュニティ力の強化を図る必要がある。

(地域と学校の連携)【生涯学習課・学校教育課】

○ 大規模災害時、地域と学校との連携不足により避難所運営が混乱するおそれがあることから、平時から学校の地域におけるコミュニティ力の強化を図る必要がある。

(地域コミュニティの維持) 【まちづくり課】

○ 大規模災害により、地域活動の縮小・休止等によるコミュニティの機能が低下し、当該地域の復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、平時から地域コミュニティの維持や活性化を図るとともに、一時的に地域コミュニティが崩れた場合の対応策を講じておく必要がある。

(消防団における人員、資機材の整備促進)【再掲】【総務課】

○ 複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、 地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要 がある。

8-5 道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(迅速な復旧・復興に向けた道路整備) 【建設課】

○ 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により復旧・復興が停滞するおそれがあるため、本県と九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、県内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(迅速な復旧・復興に向けた港湾整備) 【建設課】

○ 大規模災害時の港湾施設の被災により復旧・復興が停滞するおそれがあるため、 港湾施設の整備等を進める必要がある。また、豪雨により河川を通して流木が有 明海に流れ込むため、その対応も迅速に図る必要がある。

(地籍情報の適正な管理)【総務課】

○ 土地境界が不明確であると、関係する土地の境界復元に時間を要し、大規模災害からのインフラの復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、地籍情報の適正な管理を図る必要がある。

8-6 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(浸水対策、流域減災対策)【建設課】

○ 大規模災害時の広域地盤沈下や堤防の倒壊等による浸水被害の発生により、復 旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、浸水を防止する対策が必要である。

≪参考資料2≫ 推進方針に基づく主な取組一覧

1-1 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生住宅の耐震化 ・耐震性がない住宅に対して、耐震改修等に対する補助を行う。(戸建木造住宅耐震設計改修事業、危険プロック塀等除去事業、町営住宅管理事業)・老朽化した空家等の除去に対する補助を行う。(空家等除去事業補助金事業)・計画的に道路及び公園が整備され、安全性を優先的に考慮した土地利用を促す。(町道整備事業、狭あい道路整備事業、公園緑地管理事業)・計画的に道路及び公園が整備事業、公園緑地管理事業)・計画的に道路及び公園が整備事業、公園緑地管理事業)・関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、非常時優先業務の整理及び業務種別のタイムラインを整備する。 ・各地域の自主防災組織を中心とした、様々な災害を想定した防災訓練を推進するほか、職員においても職員参集訓練等を行う。 ・Jアラート(全国瞬時警報システム)や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するほか、職員においても職員参集訓練等を行う。 ・Jアラート(災害情報共有システム)を活用した訓練を実施する。また、町及び県防災情報等の迅速かつ的確な周切・伝達では、大力に対した。のでは、大力に対して、大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生 ・町内公共建築物の消防施設の維持管理及び公共建築物の避難所施設としての環境整備等を実施する。 ・町内公共建築物の消防施設の維持管理及び公共建築物の避難所施設としての環境整備等を実施する。 ・ 応災情報等の迅速かつ的確な周	再掲箇所	課名 建設課 まちづくり課 建設課 総務課 総務課 総務課 総務課 総務課 を を を を を を を を を を を を を を り り は り り ま り り ま り り ま り り ま り り ま り り ま り り ま り り ま り も り り ま り り と り と り と り と り と り と り と り と		
住宅の耐震化	1-1参照	まちづくり課 建設課 総務課 総務課 学校教育課 総務課 まちづくり課		
生毛の耐震化	1-1参照	まちづくり課 建設課 総務課 総務課 学校教育課 総務課 まちづくり課		
住宅密集地における火災の拡大防。 素別画的に道路及び公園が整備主業、決あい道路整備事業、公園緑地管理事業) 以書対応業務の標準化・共有化 ・関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、非常時優先業務の整理及び業務種別のタイムラインを整備する。 ・各地域の自主防災組織を中心とした、様々な災害を想定した防災訓練を推進するほか、職員においても職員参集訓練等を行う。 ・Jアラート(災害情報共有ンステム)や、避難勤告等の情報を広く住民に伝達する上アラート(災害情報共有ンステム)や、避難勤告等の情報を広く住民に伝達する上アラート(災害情報共有システム)を活用した訓練を実施する。また、即及び保護やホームページの充実を図る。 1-2 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生 ・町内公共建築物の消防施設の維持管理及び公共建築物の避難所施設としての環境整備等を実施する。 版災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達 ・町内公共建築物の消防施設の維持管理及び公共建築物の避難所施設としての環境整備等を実施する。 長洲港の整備(土砂処分場整備、物場場改良、航路改良、泊地改良、架道橋改良)(県・建設課) ・大規模災害発生時に円滑な避難を行うため、道路及び橋梁の計画的な整備を実施する。建設課) ・大規模災害発生時に円滑な避難を行うため、道路及び橋梁の計画的な整備を実施する。と、計画の経過を備事業・・未田・上沖洲線(塩野工区)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1-1参照	建設課 総務課 総務課 学校教育課 総務課 まちづくり課		
び業務種別のタイムラインを整備する。 小各地域の自主防災組織を中心とした、様々な災害を想定した防災訓練を推進するほか、職員においても職員参集訓練等を行う。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1-1参照	総務課 学校教育課 総務課 まちづくり課 各施設所管課		
カステートの次訓練の実施 するほか、職員においても職員参集訓練等を行う。 ・Jアラート(全国瞬時警報システム)や、避難勧告等を行う。 ・Jアラート(父害情報共有システム)を活用した訓練を実施する。また、可及び県防災情報メールサービス並びにメール配信システム愛情ねっと等への登録の促進やホームページの充実を図る。 1-2 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生 公共建築物、学校施設の耐震化及 ・町内公共建築物の消防施設の維持管理及び公共建築物の避難所施設としての環境整備等を実施する。 「内公共建築物の消防施設の維持管理及び公共建築物の避難所施設としての環境整備等を実施する。 「長洲港の整備等 「果と連携し、長洲港湾施設の機能向上及び老朽化対策を実施する。長洲港の整備(土砂処分場整備、物揚場改良、航路改良、泊地改良、架道橋改良)(県・建設課) ・大規模災害発生時に円滑な避難を行うため、道路及び橋梁の計画的な整備を実施する。(建設課) ・大規模災害発生時に円滑な避難を行うため、道路及び橋梁の計画的な整備を実施する。(建設課) ・ 大規模災害発生時に円滑な避難を行うため、道路及び橋梁の計画的な整備を実施する。(建設課) ・ ・ 本田・上沖洲線(常野工区) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 本田・上沖洲線(京野工区) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1-1参照	学校教育課総務課まちづくり課		
防災情報等の迅速かつ的確な周 対して、	1-1参照	まちづくり課		
公共建築物、学校施設の耐震化及 い町内公共建築物の消防施設の維持管理及び公共建築物の避難所施設として の環境整備等を実施する。	1-1参照			
び火災防止 の環境整備等を実施する。 防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達 「具と連携し、長洲港湾施設の機能向上及び老朽化対策を実施する。長洲港の整備(七砂処分場整備、物揚場改良、航路改良、泊地改良、架道橋改良)(県・建設課) ・大規模災害発生時に円滑な避難を行うため、道路及び橋梁の計画的な整備を実施する。(建設課) 都市計画道路整備事業・・赤田・上沖洲線(京塩丁区)幹線道路整備事業・・上沖洲・営業線(立野地内・向野工区)・・塩屋・赤崎線(向野工区)・・折地・向野線(折地、向野工区)・・折地・向野線(折地、向野工区)・・折地・向野線(折地、向野工区)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1-1参照			
知・伝達 ・県と連携し、長洲港湾施設の機能向上及び老朽化対策を実施する。 長洲港の整備(土砂処分場整備、物揚場改良、航路改良、泊地改良、架道橋改良)(県・建設課) ・大規模災害発生時に円滑な避難を行うため、道路及び橋梁の計画的な整備を実施する。(建設課) 都市計画道路整備事業・・赤田・上沖洲線(宮野工区) ・赤田・上沖洲線(永塩工区) 幹線道路整備事業・・上沖洲・驚巣線(立野地内・向野工区) ・・塩屋・赤崎線(向野工区) ・・折地・向野線(折地、向野工区) ー般町道整備事業・・腹赤小・小野四郎山線 ・・山下・前浜線 ・・赤田・腹赤線 ・・高浜・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1-1参照			
海岸保全施設の整備等 長洲港の整備(土砂処分場整備、物揚場改良、航路改良、泊地改良、架道橋改良)(県・建設課) ・大規模災害発生時に円滑な避難を行うため、道路及び橋梁の計画的な整備を実施する。(建設課) 都市計画道路整備事業・・赤田・上沖洲線(宮野工区) ・・・塩屋・赤崎線(向野工区) ・・・塩屋・赤崎線(向野工区) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		総務課 まちづくり課		
を実施する。(建設課) 都市計画道路整備事業・・赤田・上沖洲線(宮野工区) 赤田・上沖洲線(永塩工区) 幹線道路整備事業・・上沖洲・鷲巣線(立野地内・向野工区) ・・塩屋・赤崎線(向野工区) ・・折地・向野線(折地、向野工区) ー般町道整備事業・・腹赤小・小野四郎山線 ・・山下・前浜線 ・・高浜・赤田線 ・・病・赤田線 ・・折地・腹赤線 ・・浜浦・土井辻線 ・・土井辻線 ・・土井辻線 ・・土井辻線 ・・土井辻線 ・・・一京2号線 定住促進道路整備事業・・よけの上線 橋梁長寿命化・・橋梁定期点検事業(町内 54橋) ・・橋梁長寿命化補修事業 54橋 * 避難勧告等を適切に発令するための情報収集、国・県のガイドラインに基づ		建設課		
		建設課		
重要性の周知・啓発を行う。		総務課		
1-3 津波・高潮等による多数の死傷者の発生				
・津波・高潮災害の指定避難所の周知を行う。(総務課) 迅速な避難のための体制の整備等・防災マップの定期的な見直しを実施するとともに、防災マップを活用した防災 講話や訓練等を実施し迅速な避難を促す。		総務課 福祉保健介護課		
災害対応業務の標準化・共有化【再 掲】		総務課		
防災訓練の実施【再掲】 1-1参照		=t-==		
-4 台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生				
浸水被害の防止に向けた河川整備 ・県と連携し浸水被害を防止するための河川整備等を実施する。		総務課 学校教育課		

円滑な避難のための道路整備	【再掲】	1-2参照	建設課
避難勧告等の適切な発令	【再掲】	1-2参照	総務課
事前予測が可能な災害への対応	・避難行動要援護者を適時更新し、避難支援プランを整備する。また、各行政区、消防団等の関係機関が適切に災害対応できるよう訓練を実施する。		総務課 福祉保健介護課
防災情報等の迅速かつ的確な周 知・伝達	【再掲】	1-1参照	総務課 まちづくり課
災害対応業務の標準化・共有化	【再掲】	1-1参照	総務課
防災訓練の実施	【再掲】	1-1参照	総務課 学校教育課
1-5 大規模な火山噴火・土砂災害(I-5 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態		
災害対応業務の標準化・共有化	【再掲】	1-1参照	総務課
防災訓練の実施	【再掲】	1-1参照	総務課 学校教育課
1-6 情報伝達の不備等による避難	行動の遅れ等で多数の死傷者の発生		
防災情報等の迅速かつ的確な周 知・伝達	【再掲】	1-1参照	総務課 まちづくり課
避難勧告等の適切な発令	【再掲】	1-2参照	総務課
要支援者対策の推進	・計画的に避難行動要支援者名簿の見直しや個別計画の策定を実施する。		総務課 福祉保健介護課
外国人に対する情報提供の配慮	・関係機関と連携し、外国人の防災に対する意識向上や防災知識普及啓発を 図るとともに、災害時の対応が速やかに実施できるよう体制を構築する。		総務課 まちづくり課
情報伝達体制の整備と地域の共助	・自主防災組織等の活動を支援し、地域防災リーダーとしての防災士の育成を図る。		総務課 まちづくり課
学校の災害対応の機能向上	・学校教育において、防災教育や避難訓練を実施する。また、学校コミュニティスクールにおいて、児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。		学校教育課

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

計画推進のために必要な取り組み	具体的な取組内容や事業個所等	再掲箇所	課名
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止			
町での備蓄の推進	・食料や飲料水など、必要な備蓄量を確保する。		総務課
民間企業・他都道府県・国等と連携 した食料等の供給体制の整備	・食料供給計画を策定し、供給体制の実効性を高める。また、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制を整備する。		総務課 まちづくり課 他
水道施設の耐震化等	・アセットマネジメント(長期的視野に立った計画的な資産管理)に基づき、水道事業経営戦略計画を策定し、施設の中長期的な更新整備を実施する。 ・長洲町水道事業経営戦略策定(令和2年度) ・水道施設等の耐震化		水道課

物資輸送ルートの確保に向けた道路整備	・大災害発生時に円滑な物資輸送を行うため、道路及び橋梁の計画的な整備を実施する。(建設課) 都市計画道路整備事業・・赤田・上沖洲線(京野工区) 事業費:730百円・期間:令和3年度~令和4年度 幹線道路整備事業・・上沖洲・鷲巣線(立野地内・向野工区) ・・塩屋・赤崎線(向野工区) ・・折地・向野和区) ・・折地・向野和区) ・・折地・向野和区) ・・折地・向野和区) ・・折地・前浜線 ・・赤田・腹赤線 ・・高浜・赤田線 ・・折地・腹赤線 ・・流浦・土井辻線 ・・土井辻線 ・・土井辻線 ・・土井辻線 ・・生道・飛ケ浦線 ・・下原2号線 定住促進道路整備事業・・よけの上線 橋梁長寿命化・・橋梁定期点検事業(町内 54橋) ・・橋梁長寿命化補修事業 54橋		建設課
--------------------	---	--	-----

−2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺			
指定避難所・指定緊急避難場所の 防災機能強化	・避難所(公共施設・学校施設)等として指定する施設について、非常用電源及び各種トイレ等の整備やUD化を進める。		総務課・福祉保健 介護課 他
避難所運営体制の構築	・多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルの見直しを適時行う。また、公共施設等の避難所指定の有無に関わらず、施設の安全性の確認及び避難者の応援体制の整備を行う。		総務課・福祉保健 介護課
2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の	被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・	枚急活動の麻	車
消防団における人員、資機材の整 備促進	・地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保・支援対策に取り組むとともに、消防団の災害対応力向上のため資機材の整備を促進する。		総務課
自主防災組織等の活動の強化	・自主防災組織が、町や消防団等と連携した対応ができるよう避難所の設置・運営訓練等を推進する。		総務課
救助・救急ルートの確保に向けた道 路整備	・大災害発生時に救急救援活動等を行うため、道路及び橋梁の計画的な整備を実施する。(建設課) 都市計画道路整備事業・・ 赤田・上沖洲線(宮野工区) 赤田・上沖洲線(永塩工区) 幹線道路整備事業・・上沖洲・鷲巣線(立野地内・向野工区) ・・塩屋・赤崎線(向野工区) ・・折地・向野線(折地、向野工区) 一般町道整備事業・・腹赤小・小野四郎山線 ・・山下・前浜線 ・・高浜・赤田線 ・・清地・腹赤線 ・・高浜・赤田線 ・・上井辻線 ・・土井辻線 ・・土井辻線 ・・土井辻線 ・・土井辻線 ・・二カ・ボール・で加え ・・・下原2号線 定住促進道路整備事業・・よけの上線 橋梁長寿命化・・橋梁定期点検事業(町内 54橋) ・・橋梁長寿命化補修事業 54橋		建設課
-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶			
エネルギー供給に向けた港湾整備	・県と連携し、長洲港湾施設の機能向上及び老朽化対策を実施する。 長洲港港湾区域の整備		建設課

医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備	・大災害発生時に救急救援活動等を行うため、道路及び橋梁の計画的な整備を実施する。(建設課) 都市計画道路整備事業・・赤田・上沖洲線(京塩工区) 赤田・上沖洲線(永塩工区) 幹線道路整備事業・・上沖洲・鷲巣線(立野地内・向野工区) ・・塩屋・赤崎線(向野工区) ・・折地・向野線(折地、向野工区) ・・折地・向野線(折地、向野工区) ・・折地・前浜線 ・・曲下・前浜線 ・・赤田・腹赤線 ・・高浜・赤田線 ・・活地・腹赤線 ・・活地・腹赤線 ・・に、ボー・土井辻線 ・・土井辻線 ・・土井辻線 ・・土井辻線 ・・・土井辻線 ・・・生道・飛ケ浦線 ・・下原2号線 定住促進道路整備事業・・よけの上線 橋梁長寿命化・橋梁定期点検事業(町内 54橋) ・・橋梁長寿命化補修事業 54橋	建設課
医療活動の支援ルートの確保に向けた港湾整備	・県と連携した長洲港湾施設の機能向上及び老朽化対策を実施する。	建設課
2-5 想定を超える大量かつ長期の	帰宅困難者への水・食料等の供給不足	
災害時の帰宅困難者の支援体制の 整備	・食料や飲料水の供給のための備蓄及び供給に関する協定の締結を進め、非常用トイレ等、必要と想定される資機材の整備を行う。	総務課
公共交通機関に係る情報体制の整 備	・災害時における連絡手段を整備し、交通事業者及び町の連絡担当者を定めるなど、情報連絡体制の整備を実施。	まちづくり課
2-6 被災地における疾病・感染症等	等の大規模発生	
避難所等の保健衛生・健康対策	・災害時における感染症・食中毒ガイドライン(仮称)を策定し、その周知を図る。	福祉保健介護課
生活用水の確保	・生活用水確保に関する普及啓発を実施するとともに、大規模災害時における 事業所等との生活用水の提供に係る協定を締結する。	総務課 水道課
下水道BCPの充実	・下水道事業継続計画(BCP)を策定し、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。	下水道課

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な広域防災拠点を含む行政機能は確保する				
計画推進のために必要な取り組み	具体的な取組内容や事業個所等	再掲箇所	課名	
3-1 行政機関の職員・施設等の被	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下			
防災拠点施設等の耐災性の強化	・防災拠点施設、指定避難所などの安全対策を実施する。		各施設管理課	
学校における業務のスリム化とBC Pの策定	・学校における災害時の業務をあらかじめ決めておく、業務継続計画(BCP)を 策定する。		学校教育課	
防災訓練の実施	【再掲】	1-1参照	総務課 学校教育課	
職員の安全確保に関する意識啓発	・災害時初動対応訓練(参集訓練)等を実施し、地域防災訓練、消防団活動、 一区一職員活動を通じた、職員の災害時の安全確保に関する意識啓発を行 う。		総務課	
3-2 広域防災拠点の被災による機能の大幅な低下				
広域的な災害に対応するための連 携体制の強化	・県や自衛隊、海上保安庁や近隣市町村等との合同訓練や図上訓練、協議会等を行い、連携体制の強化を図る。		総務課	

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する			
計画推進のために必要な取り組み	具体的な取組内容や事業個所等	再掲箇所	課名
4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止			
防災拠点施設等の非常用電源の整 備の推進 ・各種非常用電源を確保する手段を整備する。また、BCPにおける非常時優先 業務及びその継続に必要な電力について適時見直しを行う。 役場庁舎 他			
4-2 テレビ・ラジオ放送の中断や郵便事業等の長期停止により種々の重要情報が必要な者に届かない事態			

防災情報等の迅速かつ的確な周 知・伝達	【再掲】		総務課 まちづくり課
------------------------	------	--	---------------

計画推進のために必要な取り組み	具体的な取組内容や事業個所等	再揭箇所	課名
	 る企業の生産力低下による競争力の低下		<u> </u>
	【再掲】	2-1参照	建設課
勿資∙エネルギー供給に向けた港湾 怪備	・県と連携した長洲港湾施設の機能向上及び老朽化対策を実施する。		建設課
i-2 社会経済活動、サプライチェー	ンの維持に必要なエネルギー供給の停止		
然料供給体制の構築	・関係機関と協議を行うほか、中核給油所を活用した(自家発電を備え、発災時 に緊急車両に優先給油を行うSS)燃料供給体制の構築を図る。		総務課
エネルギー供給に向けた道路整備	・大災害発生時にエネルギー供給を行うため、道路及び橋梁の計画的な整備を実施する。(建設課) 都市計画道路整備事業・・ 赤田・上沖洲線(宮野工区) 赤田・上沖洲線(永塩工区) 幹線道路整備事業・・上沖洲・鷲巣線(立野地内・向野工区) ・・塩屋・赤崎線(向野工区) ・・折地・向野な(折地、向野工区) ・・折地・向野な(折地、向野工区) ・・・ 指表・・・ 一般町道整備事業・・・ 腹赤・・・・ 下原・・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・		建設課
こネルギー供給に向けた港湾整備	【再掲】	2-4参照	建設課
-3 重要な産業施設の損壊、火災	· 爆発等		
寺定事業者及び防災関係機関との 重携等	・町内事業者のBCP策定の促進するとともに、特定事業者及び防災関係機関と 連携した防災訓練を実施する。		総務課 まちづくり課
i-4 海上輸送の機能の停止による	地域経済への甚大な影響		
物資・エネルギー供給に向けた港湾 整備【再掲】	【再掲】	5-1参照	建設課
i−5 農地や農業用施設や漁場・漁	業施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下		
農地・農業用施設の保全	農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図るため農地・農業施設の計画的な整備・維持管理を行う。 土地改良施設維持管理適正化事業 (浦川機場、菜切川右岸機場、農業水路等長寿命化・防災減災事業、県営 平原排水機場更新事業) 圃場整備事業 (第二腹赤地区、第三腹赤地区) 農業施設整備事業 (町内水利組合他)		農林水産課
魚場・漁業施設の保全	漁場や漁業用施設の被害の防止又は軽減を図るため漁場・漁業施設の計画的な整備・維持管理を行う。 覆砂事業(長洲港沖) あさり漁獲高向上支援事業及び干潟保全事業		農林水産課
農業施設の耐候性等の強化	気象災害に強い対候性強化型ハウスの導入を促進する。 強い農業づくり支援事業		農林水産課

交通ネットワークの確保に向けた道 路整備	・大災害発生時に交通ネットワークの確保を行うため、道路及び橋梁の計画的な整備を実施する。(建設課) 都市計画道路整備事業・・赤田・上沖洲線(宮野工区) 赤田・上沖洲線(永塩工区) 幹線道路整備事業・・上沖洲・鷲巣線(立野地内・向野工区) ・・塩屋・赤崎線(向野工区) ・・折地・向野線(折地、向野工区) ・・折地・向野線(折地、向野工区) 一般町道整備事業・・腹赤小・小野四郎山線 ・・山下・前浜線 ・・赤田・腹赤線 ・・海川・ 連井辻線 ・・上井辻線 ・・土井辻線 ・・土井辻線 ・・土井辻線 ・・土井辻線 ・・土井辻線 ・・土井辻線 ・・土井辻線 ・・上井辻線 ・・上井辻線 ・・上井辻線 ・・上井辻線 ・・二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十		建設課
交通ネットワークの確保に向けた港 湾整備	・県と連携した長洲港湾施設の機能向上及び老朽化対策を実施する。		建設課
5-7 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態			
事業者におけるBCP策定促進	・町内事業者のBCP策定の促進するため、普及啓発を図る。		まちづくり課
5-8 食料等の安定供給の停滞			
民間企業・他都道府県・国等と連携 した食料等の供給体制の整備	【再掲】	2-1参照	総務課まちづくり課 他
物資輸送ルートの確保に向けた道 路整備	【再掲】	2-1参照	建設課
物資・エネルギー供給に向けた港湾 整備	【再掲】	5-1参照	建設課

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通 ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る 計画推進のために必要な取り組み 具体的な取組内容や事業個所等 再掲箇所 課名 6-1 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 ・電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策 防災拠点等への電力の早期復旧に 総務課 向けた連携強化 等について、協定の締結などによる連携の強化を図る。 物資・エネルギー供給に向けた港湾 【再掲】 5-1参照 建設課 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止 水道施設の耐震化等 【再掲】 2-1参照 水道課 総務課 生活用水の確保 【再掲】 2-6参照 水道課 上水道BCPの策定 ·長洲町水道事業事業継続計画(BCP)を策定する。 水道課 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 ・長洲町ストックマネジメント計画に基づき、国庫補助を活用し、計画的な維持 下水道施設等の耐震等 修繕・改築を進める。また、管渠や下水道施設等の耐震化を促進する。 下水道課 浄化センター水処理施設及び脱水機等改築・耐震 下水道BCPの充実 【再掲】 2-6参照 下水道課 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態 公共交通機関に係る情報体制の整 総務課 まちづくり課 【再掲】 2-5参照 6-5 異常渇水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶

応急給水体制の整備	・防災協定などを締結している自治体の担当部局との連絡体制の確認、災害時 に応援可能な資機材の情報共有を行う。		総務課 水道課
生活用水の確保	[再掲]	2-6参照	総務課 水道課

7 制御不能な二次災害を発生させない						
計画推進のために必要な取り組み	具体的な取組内容や事業個所等	再掲箇所	課名			
7-1 市街地での大規模火災の発生						
住宅密集地における火災の拡大防止	【再掲】	1-1参照	まちづくり課 建設課			
消防の災害対処能力の強化	・消防団の人員の確保及び救助用資機材の整備や充実を図るとともに、実践 的な訓練を実施する。		総務課			
消防団における人員、資機材の整 備促進	【再掲】	2-3参照	総務課			
7-3 ため池、防災施設等の損壊・機	禁能不全による二次災害の発生					
農業用ため池等の維持管理・更新	農業用ため池の決壊等による被害を防止するため、農業用ため池の点検や改修の必要性を行い、計画的に改修を行う。 ため池ハザードマップの策定(町内全域) ため池群整備事業(宮野地区)		農林水産課			
7-4 有害物質の大規模拡散・流出						
有害物質の流出対策	有害物質の大規模拡散・流失等による環境への悪影響を防止する。 害物質の流出対策 工業排水等の水質検査の実施(町内全域) 環境美化保全事業(町内全域)		住民環境課			
7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大						
農業生産基盤の整備及び保全管理	び保全管理 5-5参照		農林水産課			
中山間地域の振興	農地周りの水路や農道等の長寿命化のための補修・更新を行う。 日本型直接支払制度事業(多面的機能支払事業)町内全域		農林水産課			
7-6 火山噴火による地域社会への甚大な影響						
雲仙岳噴火時の避難体制の整備	・長崎県雲仙市、島原市等の関連市町との連携体制の構築を図る。		総務課			

7-7 風評被害等による地域経済等	への甚大な影響	
	・正確かつ迅速に情報提供が行えるよう、一元的に報道機関への対応を行えるマニュアルの策定を検討する。	総務課

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する						
計画推進のために必要な取り組み	具体的な取組内容や事業個所等	再掲箇所	課名			
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態						
町災害廃棄物処理計画の策定	災害廃棄物処理計画を策定し災害廃棄物の処理を円滑に行う。		住民環境課			
8-2 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態						
建設業における復旧・復興の担い手確保・育成	・建設団体との災害支援協定を締結し復旧・復興を担う人材の確保を行う。		建設課			
災害ボランティアとの連携	ティアとの連携・町社会福祉協議会と連携し、災害ボランティア受入態勢の構築を図る。					
8-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態						
災害ボランティアとの連携	【再掲】	8-2参照	福祉保健介護課			

8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態						
地域における共助の推進	・各地域の自主防災組織を中心とした、様々な災害を想定した防災訓練を推進する。		総務課			
自主防犯・防災組織等のコミュニ ティカの強化	・地域創生事業により地域活動を支援し、地域の防災力向上を図る。		総務課 まちづくり課			
消防団における人員、資機材の整 備促進	【再掲】	2-3参照	総務課			
8-5 道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態						
迅速な復旧・復興に向けた道路整 備	・町内幹線道路の整備及び維持管理・更新を実施する。		建設課			
迅速な復旧・復興に向けた港湾整 備	・県と連携した長洲港湾施設の整備及び維持管理・更新を実施する。		建設課			
8-6 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態						
浸水対策、流域減災対策	1-4参照		建設課			

≪参考資料3≫ 重要業績指標(KPI)一覧

項目名	現状	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲 載 リスクシナリオ	関係課
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる						
住宅耐震化補助件数	3件	H28-R1 (4力年度)	20件	R2-R6 (5力年度)	1-1	建設課
老朽空家の除去補助件数	49件	H27-R1 (5力年度)	70件	R2-R6 (5力年度)	1-1	まちづくり課
危険ブロック除去件数	3件	H27-R1 (5力年度)	50件	R2-R6 (5力年度)	1-1	建設課
災害対応業務タイムライン(防災行動計画)の策定	未策定	R1	策定	R6	1-1	総務課
公共施設の耐震化率	100%	R1	維持	R6	1-2	関係課
学校施設の耐震化率	100%	R1	維持	R6	1-2	学校教育課
防災行政無線のデジタル化	設置済	R1	維持	R6	1-2	総務課
自主防災組織における訓練の実施(実施行政区/37行政区)	97.3%	R1	100%	R6	1-3	総務課
町内道路改良率	72.5%	R1	73.2%	R6	1-4	建設課
町内橋梁修繕率	20.0%	R1	32.0%	R6	1-4	建設課
地域と連携した防災訓練の実施(学校)	3校	R1	6校	R6	1-5	学校教育課
災害対策本部、避難所等の通信環境整備(Wifi整備)率	0%	R1	50%	R6	1-6	総務課
避難行動要支援者名簿の更新	策定済	R1	毎年更新	R2-R6 (5力年度)	1-6	福祉保健介護課
ハザードマップの策定及び更新	策定	H28	更新	R4	1-6	総務課
町内における防災士資格者	23人	R1	37人	R6	1-6	総務課
学校防災計画・危機管理マニュアルの見直し	策定済	R1	毎年更新	R2-R6 (5力年度)	1-6	学校教育課
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動	等が迅速に	で 行われる(そ	れがなされ	ない場合の必	要な対応を含	む)
非常食備蓄数	4,820食	R1	維持	R6	2-1	総務課
食料供給計画の策定及び更新	未策定	R1	策定	R6	2-1	総務課
災害対応業務タイムラインの策定(再掲)	未策定	R1	策定	R6	2-3	総務課
消防団員の確保	454人	R1	維持	R6	2-3	総務課
地区防災計画策定	1行政区	R1	18行政区	R6	2-3	総務課
町内道路改良率(再掲)	72.50%	R1	73.20%	R6	2-4	建設課
町内橋梁修繕率(再掲)	20.0%	R1	32.0%	R6	2-4	建設課
防災倉庫の整備及び備品の充実	整備	R1	維持	R6	2-5	総務課
業務継続計画(BCP)の策定(下水道)	策定	R1	随時見直し	R2-R6 (5力年度)	2-6	下水道課
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な広域防災拠点を含む行政機能は確保する						
防災拠点における非常用電源の整備	一部整備	R1	能力増加	R6	3-1	総務課

#新発榜結計画(BCP)の策定(庁含) #兼定 R1 策定 R2 3-1 総務課題 地域と連携した防災訓練の実施(学校)(再掲) 3校 R1 6校 R6 3-1 学校舎育核	項 目 名	現状	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲 載 リスクシナリオ	関係課
環員参集訓練の実施 実施 R1 維持 R6 3-1 総務課 4 大規模自然災害発生直後から必要不可久な情報通信機能は確保する 所受行政無徳のデジタル化 設置済 R1 維持 R6 4-1 総務課 受情ネットの登録件数 2,250件 R1 2,500件 R6 4-2 まらづく以異 可防災メール登録件数 743件 R1 1,000件 R6 4-2 総務課 方 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サブライテェーンを含む)を機能不全に恥じせない 可内追路改良率(再掲) 72,50% R1 73,20% R6 5-1 5-2 建設課 財水機等の計画的な整備	業務継続計画(BCP)の策定(庁舎)	未策定	R1	策定	R6	3-1	総務課
大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する 一次では、	地域と連携した防災訓練の実施(学校)(再掲)	3校	R1	6校	R6	3-1	学校教育課
防災行政無線のデジタル化 設置済 R1 雑排 R6 4-1 総務課	職員参集訓練の実施	実施	R1	維持	R6	3-1	総務課
受情ネットの登録件数 2.250件 R1 2.50件 R6 4-1 総務課 受情ネットの登録件数 743件 R1 1,000件 R6 4-2 総務課 可防災メール登録件数 743件 R1 1,000件 R6 4-2 総務課 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サブライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない 下り道路改良率(再掲) 72.50% R1 73.20% R6 5-1 5-2 建設課 可内橋梁修繕率(再掲) 20.0% R1 32.0% R6 5-1 5-2 建設課 接水機場の計画的な整備 整備済 R1 施設更新 R2-R6 5-5 具林木産業 会料供給計画の東定及び更新(再掲) 未策定 R1 策定 R6 5-8 総務課 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る 未策定 R1 策定 R6 6-2 水道課 業務継続計画(BCP)の策定(水道) 未策定 R1 策定 R6 6-2 水道課 表接続計画(BCP)の策定(水道) 未策定 R1 随時見直し (5/5中度) 6-3 下水道課 7 制御不能な二次災害を発生させない 第定 R1 維持 R6 7-1 総務課 住宅耐産化補助件数(再掲) 3件 H23-R1 (4/1)年度) 20件 (5/1)年度) 7-2 建設課 ため池ハザードマップの策定 末策定 R1 策定 R2-R6 7-2 建設課 ため池ハザードマップの策定 末策定 R1 策定 R2 7-3 異林木産業 R1 策定 R2-R6 7-2 建設課 ため池ハザードマップの策定 末策定 R1 第年 R2-R6 7-2 建設課 ため池ハザードマップの策定 末策定 R1 第年 R2-R6 7-2 建設課 ため池ハザードマップの策定 末策定 R1 第年 R2-R6 8-4 総務課 R4 株様自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する R2-R6 (5/1)年度) 8-1 住民環境課 R1 第年 R2 R2-R6 (5/1)年度) 8-1 住民環境課 R1 第年 R3 R4 総務課 R4 総務課 R1 日4 R6 8-4 総務課 P1 R6 8-5 2 是設課 P1 R6 8-4 総務課 P1 R6 8-4 総計 R6 8-4 総務課 P1 R6 8-4 総	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通	信機能は確	保する				
受情ネットの登録件数 2.250件 R1 2.500件 R6 4-2 まちづい録 町防災メール登録件数 743件 R1 1,000件 R6 4-2 総務課 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サブライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない 町内道路改良率(再掲) 72.50% R1 73.20% R6 5-1 5-2 建設課 町内補梁修繕率(再掲) 20.0% R1 32.0% R6 5-1 5-2 建設課 野内補梁修繕率(再掲) 20.0% R1 32.0% R6 5-1 5-2 建設課 賃料供給計画の策定及び更新(再掲) 未策定 R1 施設更新 R2-R6 5-5 総務課 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要長低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これもの早期復旧を図る 未務能統計画 (BCP)の策定(水道) 未策定 R1 策定 R6 6-2 水道課 素務継続計画 (BCP)の策定(下水道) 策定 R1 随時見値 (8.25-R6 6.3 下水道課 7 制御不能な二次災害を発生させない 消防団員の確保(再掲) 454人 R1 維持 R6 7-1 総務課 住宅耐震化補助件数(再掲) 3件 H27-R1 (4.74度) 20件 (7.2 建設課 危険プロック除去件数(再掲) 3件 H27-R1 (5.74度) 7-2 建設課 ため池ハザードマップの策定 未策定 R1 策定 R2 7-3 扁林水産課 を放送の地ハザードマップの策定 未策定 R1 第定 R2 7-3 扁林水産課 を放送の地ハザードマップの策定 未策定 R1 第定 R2 7-3 扁林水産課 を放送の地ハザードマップの策定 未策定 R1 第定 R2 7-3 扁林水産課 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再連・回復できる条件を整備する 災害廃棄物処理計画の見面し 策定 R1 毎年更新 (5.74度) 8-1 住民環境課 町内における百生防災組織の整備率(再掲) 100% R1 維持 R6 8-4 総務課 地区防災計画策定(再掲) 17政区 R1 18行政区 R6 8-4 総務課 地区防災計画策定(再掲) 17政区 R1 18行政区 R6 8-4 総務課 町内道路改良率(再掲) 72.50% R1 73.20% R6 8-5 建設課 町内道路改良率(再掲) 72.50% R1 73.20% R6 8-5 建設課	防災行政無線のデジタル化	設置済	R1	維持	R6	4-1	総務課
Transparage	災害対策本部、避難所等の通信環境整備(Wifi整備)率(再掲)	0%	R1	50%	R6	4-1	総務課
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サブライチェーンを含む)を機能不全に隔らせない 日内道路改良率(再掲) 72.50% R1 73.20% R6 5-1 5-2 建設課 町内植築修繕率(再掲) 20.0% R1 32.0% R6 5-1 5-2 建設課 排水機場の計画的な整備 整備済 R1 施設更新 R2-R6 5-5 農林水産課金料料金課金料 無対機制の新面の定及び更新(再掲) 未策定 R1 第定 R6 5-8 総務課金 本 大規模自然災害券生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る 未策定 R1 施時見直し、R2-R6 6-3 下水道課 予報機制計画(BCP)の策定(水道) 未策定 R1 随時見直し R2-R6 6-3 下水道課 7 制御不能な二次質害免生させない 消防団員の確保(再掲) 454人 R1 維持 R6 7-1 総務課金 危険ブロック除去件数(再掲) 3件 H28-R1 50件 (5力年度) 7-2 建設課金 ため池ハザードマップの策定 未策定 R1 第年 R2 7-3 農林水産課金 ととか池ハザードマップの策定 未策定 R1 毎年 要新 (8-1 住民運場率 また選供 第2 R1 毎年 要新 (8-1 住民環境率	愛情ネットの登録件数	2,250件	R1	2,500件	R6	4-2	まちづくり課
町内道路改良率(再掲) 72.50% R1 73.20% R6 5-1 5-2 建設課 町内橋梁修繕率(再掲) 20.0% R1 32.0% R6 5-1 5-2 建設課 排水機場の計画的な整備 整備済 R1 施設更新 R2-R6 5-5 農林水産課 食料供給計画の策定及び更新(再掲) 未策定 R1 策定 R6 5-8 総務課 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動」・必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る 業務継続計画(BCP)の策定(水道) 未策定 R1 策定 R6 6-2 水道課 業務継続計画(BCP)の策定(下水道) 策定 R1 開時見面し R2-R6 (5力年度) 6-3 下水道課 7 制御不能な二次災害を発生させない 消防団員の確保(再掲) 454人 R1 維持 R6 7-1 総務課 住宅耐霊化補助件数(再掲) 3件 H27-R1 (4力年度) 20件 (72-R6 (5力年度) 7-2 建設課 ため池ハザードマップの策定 未策定 R1 策定 R2 7-3 建設課 ため池ハザードマップの策定 未策定 R1 策定 R2 7-3 農林水産課 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する 災害廃業物処理計画の見直し 策定 R1 毎年更新 R2-R6 (5力年度) 7-2 建設課 ため池ハザードマップの策定 未策定 R1 毎年更新 R2-R6 (5力年度) 8-1 住民環境課 市内における防災土資格者(再掲) 23人 R1 37人 R6 8-4 総務課 地区防災計画策定(再掲) 100% R1 維持 R6 8-4 総務課 地区防災計画策定(再掲) 170% R1 維持 R6 8-4 総務課 町内道路改良率(再掲) 172.50% R1 18行政区 R6 8-4 総務課	町防災メール登録件数	743件	R1	1,000件	R6	4-2	総務課
町内橋梁修繕率(再掲) 20.0% RI 32.0% R6 5-1 5-2 建設課 排水機場の計画的な整備 整備済 RI 施設更新 R2-R6 5-5 農林水産課 食料供給計画の策定及び更新(再掲) 未策定 RI 策定 R6 5-8 総務課 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る 策定 RI 随時見直し R2-R6 (5力年度) 6-3 下水道課業務継続計画(BCP)の策定(下水道) 未策定 RI 随時見直し R2-R6 (5力年度) 6-3 下水道課業務継続計画(BCP)の策定(下水道) 454人 RI 維持 R6 7-1 総務課 住宅耐震化補助件数(再掲) 454人 RI 維持 R6 7-1 総務課 信能プロック除去件数(再掲) 3件 H27-R1 (4力年度) 50件 (5力年度) 7-2 建設課 ため池ハザードマップの策定 未策定 RI 策定 R2 7-3 最林水産課 ため池ハザードマップの策定 未策が払迅速に再連・回復できる条件を整備する 次規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再連・回復できる条件を整備する 次規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再連・回復できる条件を整備する 8-1 住民環境課 町内における防災土資格者(再掲) 100% RI 維持 R6 8-4 総務課 地区防災計画策定(再掲) 100% RI 維持 R6 8-4 総務課 地区防災計画策定(再掲) 172.50% RI 18行政区 R6 8-4 総務課 町内道路改良率(再掲) 72.50% RI 18行政区 R6 8-4 総務課	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプラ	ライチェーン	を含む)を機能	能不全に陥っ	らせない		
#水機場の計画的な整備 整備済 RI 施設更新 R2-R6 5-5 農林水産課 食料供給計画の策定及び更新(再掲) 未策定 RI 策定 R6 5-8 総務課 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る 策定 RI 策定 R6 6-2 水道課業務継続計画(BCP)の策定(水道) 未策定 RI 随時見直し R2-R6 (5力年度) 6-3 下水道課業務継続計画(BCP)の策定(下水道) 第定 RI 随時見直し R2-R6 (5力年度) 6-3 下水道課業務継続計画(BCP)の策定(下水道) 454人 RI 維持 R6 7-1 総務課任主計算を発生させない 第時間 20件 (5力年度) 7-2 建設課 (5力年度) 50件 (5力年度) 7-2 建設課 (5力年度) 50件 (5力年度) 7-2 建設課 ため池ハザードマップの策定 未策定 RI 策定 R2 7-3 農林水産課 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する 次書廃棄物処理計画の見直し 策定 R1 毎年更新 (5力年度) 8-1 住民環境課 町内における防災土資格者(再掲) 23人 RI 37人 R6 8-4 総務課 1つ政区における自主防災組織の整備率(再掲) 100% RI 維持 R6 8-4 総務課 1つ政区に対計を自主防災組織の整備率(再掲) 100% RI 維持 R6 8-4 総務課 1つ政区に対計を対する R6 8-5 建設課 1つ政区に対する R6 8-5 建設課 1つ政区に対計を R6 8-5 建設課 1つ政区に対計を R6 8-5 建設課 1つ政区に対する R6 8-5 建設課 1つ政区に対する R6 8-5 建設課 1つ政区に対する R6 8-5 建設 R6 8-5 2 建設 R6 8-5 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	町内道路改良率(再掲)	72.50%	R1	73.20%	R6	5-1 5-2	建設課
会料供給計画の策定及び更新(再掲) 未策定 R1 策定 R6 5-8 総務課 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る 業務継続計画(BCP)の策定(水道) 未策定 R1 随時見直し R2-R6 (5力年度) 6-3 下水道課 業務継続計画(BCP)の策定(下水道) 策定 R1 随時見直し R2-R6 (5力年度) 6-3 下水道課 7 制御不能な二次災害を発生させない 消防団員の確保(再掲) 454人 R1 維持 R6 7-1 総務課 住宅耐震化補助件数(再掲) 3件 H28-R1 (4力年度) 20件 (5力年度) 7-2 建設課 危険プロック除去件数(再掲) 3件 H27-R1 (5力年度) 50件 (5力年度) 7-2 建設課 ため池ハザードマップの策定 未策定 R1 策定 R2 7-3 農林水産課 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する 災害廃棄物処理計画の見直し 策定 R1 毎年更新 (5力年度) 8-1 住民環境課 町内における防災土資格者(再掲) 23人 R1 37人 R6 8-4 総務課 行政区における自主防災組織の整備率(再掲) 100% R1 維持 R6 8-4 総務課 地区防災計画策定(再掲) 1行政区 R1 18行政区 R6 8-4 総務課 町内道路改良率(再掲) 72.50% R1 73.20% R6 8-5 建設課	町内橋梁修繕率(再掲)	20.0%	R1	32.0%	R6	5-1 5-2	建設課
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る 業務継続計画(BCP)の策定(水道) 未策定 R1 策定 R6 6-2 水道課 業務継続計画(BCP)の策定(下水道) 策定 R1 随時見直し R2-R6 (5カ年度) 6-3 下水道課 7 制御不能な二次災害を発生させない 消防団員の確保(再掲) 454人 R1 維持 R6 7-1 総務課 住宅耐震化補助件数(再掲) 3件 H28-R1 (4力年度) 20件 (5カ年度) 7-2 建設課 危険ブロック除去件数(再掲) 3件 H27-R1 50件 (5カ年度) 7-2 建設課 ため池ハザードマップの策定 未策定 R1 策定 R2 7-3 農林水産課 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する 災害廃棄物処理計画の見直し 策定 R1 毎年更新 R2-R6 (5カ年度) 8-1 住民環境課 町内における的支工資格者(再掲) 23人 R1 37人 R6 8-4 総務課 行政区における自主防災組織の整備率(再掲) 100% R1 維持 R6 8-4 総務課 地区防災計画策定(再掲) 1行政区 R1 18行政区 R6 8-4 総務課 町内道路改良率(再掲) 72.50% R1 73.20% R6 8-5 建設課	排水機場の計画的な整備	整備済	R1	施設更新	R2- R6	5-5	農林水産課
るとともに、これらの早期復旧を図る 未策定 R1 策定 R6 6-2 水道課 業務継続計画(BCP)の策定(下水道) 策定 R1 随時見直し (5力年度) 6-3 下水道課 7 制御不能な二次災害を発生させない 消防団員の確保(再掲) 454人 R1 維持 R6 7-1 総務課 住宅耐震化補助件数(再掲) 3件 H28-R1 (4力年度) 20件 (5力年度) 7-2 建設課 危険ブロック除去件数(再掲) 3件 H27-R1 (5力年度) 50件 R2-R6 (5力年度) 7-2 建設課 ため池ハザードマップの策定 未策定 R1 策定 R2 7-3 農林水産課 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する ※2 R1 毎年更新 R2-R6 (5力年度) 8-1 住民環境課 取内における防災土資格者(再掲) 23人 R1 37人 R6 8-4 総務課 行政区における自主防災組織の整備率(再掲) 100% R1 維持 R6 8-4 総務課 地区防災計画策定(再掲) 1行政区 R1 18行政区 R6 8-4 総務課 町内道路改良率(再掲) 72.50% R1 73.20% R6 8-5 建設課	食料供給計画の策定及び更新(再掲)	未策定	R1	策定	R6	5-8	総務課
業務継続計画(BCP)の策定(下水道) 策定 R1 随時見直し R2-R6 (5カ年度) 6-3 下水道課 7 制御不能な二次災害を発生させない 消防団員の確保(再掲) 454人 R1 維持 R6 7-1 総務課 住宅耐震化補助件数(再掲) 3件 H28-R1 (4力年度) 50件 (5カ年度) 7-2 建設課 危険ブロック除去件数(再掲) 3件 H27-R1 (5カ年度) 50件 (5カ年度) 7-2 建設課 ため池ハザードマップの策定 未策定 R1 策定 R2 7-3 農林水産課 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する 災害廃棄物処理計画の見直し 策定 R1 毎年更新 R2-R6 (5カ年度) 8-1 住民環境課 町内における防災士資格者(再掲) 23人 R1 37人 R6 8-4 総務課 地区防災計画策定(再掲) 100% R1 維持 R6 8-4 総務課 地区防災計画策定(再掲) 172.50% R1 18行政区 R6 8-5 建設課		こ必要最低	限の電気、ガ	ス、上下水	直、燃料、交通	重ネットワーク等	等を確保す
# 定 R1 随時見直し (5カ年度) 6-3 下水道課 7 制御不能な二次災害を発生させない 消防団員の確保(再掲) 454人 R1 維持 R6 7-1 総務課 住宅耐震化補助件数(再掲) 3件 H28-R1 (4カ年度) 20件 (5カ年度) 7-2 建設課 危険ブロック除去件数(再掲) 3件 H27-R1 (5カ年度) 50件 R2-R6 (5カ年度) 7-2 建設課 ため池ハザードマップの策定 未策定 R1 策定 R2 7-3 農林水産課 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する 災害廃棄物処理計画の見直し 策定 R1 毎年更新 R2-R6 (5カ年度) 8-1 住民環境課 町内における防災士資格者(再掲) 23人 R1 37人 R6 8-4 総務課 地区防災計画策定(再掲) 100% R1 維持 R6 8-4 総務課 地区防災計画策定(再掲) 172.50% R1 18行政区 R6 8-5 建設課	業務継続計画(BCP)の策定(水道)	未策定	R1	策定	R6	6-2	水道課
消防団員の確保(再掲) 454人 R1 維持 R6 7-1 総務課 住宅耐震化補助件数(再掲) 3件 H28-R1 (4力年度) 20件 (5力年度) 7-2 建設課 危険ブロック除去件数(再掲) 3件 H27-R1 (5力年度) 50件 (5力年度) 7-2 建設課 ため池ハザードマップの策定 未策定 R1 策定 R2 7-3 農林水産課 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する 災害廃棄物処理計画の見直し 策定 R1 毎年更新 R2-R6 (5力年度) 8-1 住民環境課 町内における防災士資格者(再掲) 23人 R1 37人 R6 8-4 総務課 1つ政区における自主防災組織の整備率(再掲) 100% R1 維持 R6 8-4 総務課 地区防災計画策定(再掲) 17政区 R1 18行政区 R6 8-4 総務課 町内道路改良率(再掲) 72.50% R1 73.20% R6 8-5 建設課	業務継続計画(BCP)の策定(下水道)	策定	R1	随時見直し		6-3	下水道課
住宅耐震化補助件数(再掲) 3件 H28-R1 (4カ年度) 7-2 建設課 危険プロック除去件数(再掲) 3件 H27-R1 (5カ年度) 50件 R2-R6 (5カ年度) 7-2 建設課 ため池ハザードマップの策定 未策定 R1 策定 R2 7-3 農林水産課 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する 災害廃棄物処理計画の見直し 策定 R1 毎年更新 R2-R6 (5カ年度) 8-1 住民環境課 町内における防災士資格者(再掲) 23人 R1 37人 R6 8-4 総務課 地区防災計画策定(再掲) 100% R1 維持 R6 8-4 総務課 地区防災計画策定(再掲) 172.50% R1 18行政区 R6 8-5 建設課	7 制御不能な二次災害を発生させない						
1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	消防団員の確保(再掲)	454人	R1	維持	R6	7-1	総務課
元庚プロック除去件数(再掲) 31件 (5カ年度) 50件 (5カ年度) 7-2 建設課 ため池ハザードマップの策定 未策定 R1 策定 R2 7-3 農林水産課 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	住宅耐震化補助件数(再掲)	3件		20件		7-2	建設課
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する 災害廃棄物処理計画の見直し 策定 R1 毎年更新 (5力年度) 8-1 住民環境課 町内における防災士資格者(再掲) 23人 R1 37人 R6 8-4 総務課 行政区における自主防災組織の整備率(再掲) 100% R1 維持 R6 8-4 総務課 地区防災計画策定(再掲) 1行政区 R1 18行政区 R6 8-4 総務課 町内道路改良率(再掲) 72.50% R1 73.20% R6 8-5 建設課	危険ブロック除去件数(再掲)	3件		50件		7-2	建設課
災害廃棄物処理計画の見直し 策定 R1 毎年更新 (5カ年度) 8-1 住民環境課 町内における防災士資格者(再掲) 23人 R1 37人 R6 8-4 総務課 行政区における自主防災組織の整備率(再掲) 100% R1 維持 R6 8-4 総務課 地区防災計画策定(再掲) 1行政区 R1 18行政区 R6 8-4 総務課 町内道路改良率(再掲) 72.50% R1 73.20% R6 8-5 建設課	ため池ハザードマップの策定	未策定	R1	策定	R2	7-3	農林水産課
大き廃棄物処理計画の見直と 東定 R1 毎年更新 (5カ年度) 8-1 住民環境課 100における防災士資格者(再掲) 100% R1 維持 R6 8-4 総務課 100% R1 18行政区 R6 8-4 総務課 地区防災計画策定(再掲) 1行政区 R1 18行政区 R6 8-4 総務課 町内道路改良率(再掲) 72.50% R1 73.20% R6 8-5 建設課	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する						
行政区における自主防災組織の整備率(再掲) 100% R1 維持 R6 8-4 総務課 地区防災計画策定(再掲) 1行政区 R1 18行政区 R6 8-4 総務課 町内道路改良率(再掲) 72.50% R1 73.20% R6 8-5 建設課	災害廃棄物処理計画の見直し	策定	R1	毎年更新		8-1	住民環境課
地区防災計画策定(再掲) 1行政区 R1 18行政区 R6 8-4 総務課 町内道路改良率(再掲) 72.50% R1 73.20% R6 8-5 建設課	町内における防災士資格者(再掲)	23人	R1	37人	R6	8-4	総務課
町内道路改良率(再掲) 72.50% R1 73.20% R6 8-5 建設課	行政区における自主防災組織の整備率(再掲)	100%	R1	維持	R6	8-4	総務課
	地区防災計画策定(再掲)	1行政区	R1	18行政区	R6	8-4	総務課
町内橋梁修繕率(再掲) 20.0% R1 32.0% R6 8-5 建設課	町内道路改良率(再掲)	72.50%	R1	73.20%	R6	8-5	建設課
	町内橋梁修繕率(再掲)	20.0%	R1	32.0%	R6	8-5	建設課